

広島市報

定期第1049号
平成29年10月31日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....4
- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....4
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定.....4
- 介護保険法による指定事業者の指定.....5
- 開発行為に関する工事の完了.....5
- 広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更 2件.....5
- 広島市市税条例による告示.....6
- 広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更.....6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定.....6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止.....6
- 開発行為に関する工事の完了 2件.....7
- 平成29年第3回広島市議会定例会の招集.....7
- 自転車等の所有権の取得.....7
- 出納員の事務の一部委任 2件.....7
- 広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更.....8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰

- 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新.....8
- 公共下水道の供用開始.....9
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理開始.....10
- 農業集落排水処理施設の供用開始.....10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新.....10
- 出納員の事務の一部委任 5件.....10
- 自転車等の所有権の取得.....12
- 平成28年度決算に係る健全化判断比率の公表.....12
- 平成28年度決算に係る資金不足比率の公表.....12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定.....13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止.....13
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定取消処分.....13
- 介護保険法による指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定取消処分.....14
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定取消処分.....14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定の取消 2件.....14
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止.....14
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及

<ul style="list-style-type: none"> ○び指定介護予防サービス事業の廃止.....15 ○介護保険法による指定地域密着型サービス事業の廃止.....15 ○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止.....15 ○広島農業振興地域整備計画の変更.....16 ○市営住宅の家賃の変更.....16 ○道路法による市道の路線の廃止.....20 ○道路法による市道の路線の認定.....20 ○道路の区域決定.....20 ○道路の供用開始.....21 ○放置自転車等の撤去（中区） 18件.....21 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2件.....23 ○放置自転車等の撤去（中区）.....23 ○放置自転車の撤去（東区） 7件.....23 ○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....24 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....24 ○放置自転車等の撤去（南区） 3件.....24 ○建築基準法による一つの敷地とみなすこと等による一団地の認定（南区）.....24 ○道路の区域変更（南区）.....25 ○道路の供用開始（南区）.....25 ○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....25 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....25 ○道路の区域変更（南区）.....25 ○道路の供用開始（南区）.....26 ○放置自転車等の撤去（南区） 5件.....26 ○道路の区域変更（南区）.....26 ○道路の供用開始（南区）.....26 ○放置自転車等の撤去（南区）.....27 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....27 ○放置自転車等の撤去（西区） 5件.....27 ○市街化区域内の水路の廃止（西区）.....27 ○放置自転車等の撤去（西区）.....27 ○屋外広告物法による広告物等の除却（西区）.....28 ○放置自転車等の撤去（西区） 2件.....28 ○道路の区域変更（安佐南区）.....28 ○道路の供用開始（安佐南区）.....28 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....28 ○道路の区域変更（安佐南区）.....28 ○道路の供用開始（安佐南区）.....29 ○道路の区域変更（安佐南区）.....29 ○道路の供用開始（安佐南区）.....29 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の区域変更（安佐南区）.....29 ○道路の供用開始（安佐南区）.....29 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....30 ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....30 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....30 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）.....30 ○平成29年第2回緑井財産区議会定例会の招集（安佐南区）.....30 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）.....30 ○道路法による事業計画のある道路を建築基準法に規定する道路と指定（安佐北区）.....30 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....31 ○市街化区域内の水路の廃止（安佐北区）.....31 ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....31 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....31 ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....31 ○平成29年第2回小河内財産区議会定例会の招集（安佐北区）.....31 ○平成29年第2回高南財産区議会定例会の招集（安佐北区）.....31 ○道路の区域変更（安佐北区）.....32 ○道路の供用開始（安佐北区）.....32 ○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....32 ○地方自治法による地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可（安佐北区）.....32 ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....32 ○放置自転車等の撤去（安佐北区）.....32 ○放置自転車の撤去（安芸区）.....33 ○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....33 ○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）.....33 ○放置自転車の撤去（安芸区）.....33 ○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....33 ○住居表示実施区域内の街区の区域変更（安芸区）.....33 ○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）.....35
---	---

- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件.....35
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....35
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....35
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....35
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....35
- 区 告 示**
- 自転車臨時運行許可番号標の失効（安佐南区）.....36
- 選 管 告 示**
- 平成29年9月1日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....36
- 区 選 管 告 示**
- 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（中区）.....36
- 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（東区）.....36
- 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（南区）.....37
- 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（西区）.....37
- 公職選挙法による緑井財産区議会議員の任期満了による一般選挙（安佐南区）.....37
- 平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....37
- 平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時（安佐南区）.....37
- 平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における開票の事務（安佐南区）.....37
- 平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（安佐南区）.....37
- 平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における投票所の設置（安佐南区）.....37
- 平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....38
- 平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安

- 佐南区）.....38
- 平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....38
- 平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙において候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額（安佐南区）.....38
- 平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名（安佐南区）.....38
- 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安芸区）.....38
- 指定投票区及び指定関係投票区の指定の告示中表の一部を変更（佐伯区）.....38
- 公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（佐伯区）.....39
- 区選管委員長告示**
- 平成29年9月12日執行予定の緑井財産区議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（安佐南区）.....39
- 教育委員会告示**
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....39
- 監 査 公 表**
- 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表.....39
- 定期監査及び行政監査結果公表.....40
- 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表.....41
- 定期監査及び行政監査結果公表 2件.....41
- 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表.....42
- 定期監査及び行政監査結果公表 4件.....42
- 定期監査及び行政監査並びに出資団体監査結果公表.....44
- 広島市職員に関する措置請求の監査結果の公表.....44

株式会社不二ビルサービス	グループホームふじの家矢野	広島市安芸区矢野西五丁目18番40号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
--------------	---------------	--------------------	--------------------------------

広島市告示第417号

平成29年9月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 平成29年9月1日

広島市長 松井一實

開設者 名称	施設 名称 所在地		サービスの種類
	株式会社あんしんサポート	介護センターさわやか元気	
有限会社バースト	ヘルパーステーション丹那	広島市南区丹那町22番10-5号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社PIECE	訪問介護ピース	広島市南区段原二丁目14番8-401号	訪問介護サービス
合同会社くるる	ヘルパーステーション心結	広島市安佐南区八木四丁目29番4-4号	訪問介護サービス
株式会社M・Family	ヘルパーステーションくれよん	広島市安佐南区伴東七丁目6番5号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社三和会	訪問介護事業所若葉台	広島市安佐南区伴北七丁目32番27号	訪問介護サービス
株式会社ウェーブ・エージェンシー	ヘルパーセンターi・ケアゆき	広島市佐伯区湯来町大字伏谷乙1361番地	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
浅数興産有限公司	リハビリデイサロン満天	広島市南区松川町6番16号第3佐野ビル101号	1日型デイサービス
TAT株式会社	わくわくハウス己斐	広島市西区己斐中三丁目39番25号	1日型デイサービス
株式会社三和会	通所介護事業所若葉台	広島市安佐南区伴北七丁目32番27号	1日型デイサービス
株式会社ウェーブ・エージェンシー	デイサービスセンターi・ケアゆき	広島市佐伯区湯来町大字伏谷乙1361番地	1日型デイサービス
有限会社メディカルサービス廿日市	デイサービスセンター廿日市駅前ひまわり	広島県廿日市市平良山手11番47号	1日型デイサービス

浅数興産有限公司	リハビリデイサロン満天	広島市南区松川町6番16号第3佐野ビル101号	短時間型デイサービス
社会福祉法人IGL学園福祉会	クアリウムシヤレー	広島市安佐南区上安六丁目31番1号	短時間型デイサービス

広島市告示第419号

平成29年9月4日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区五日市町大字石内字有井3934番1
- 2 開発面積
508.03㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市佐伯区五日市町大字石内3934番地1
ハーディーズ株式会社
代表取締役 石田尚照
- 4 検査済証交付年月日
平成29年9月4日

広島市告示第420号

平成29年9月4日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人広島三育学院から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

変更前	変更後
1 代表者 <u>山地 正</u>	1 代表者 <u>島田 真澄</u>
2 特定公益増進法人であることの証明書発行日 <u>平成20年12月16日</u>	2 特定公益増進法人であることの証明書発行日 <u>平成25年12月16日</u>

広島市告示第421号

平成29年9月5日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人鈴峯学園から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

変更前	変更後

1 特定公益増進法人である ことの証明書発行日 平成21年3月1日	1 特定公益増進法人である ことの証明書発行日 平成26年3月1日
---	---

広島市告示第422号

平成29年9月5日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

1 次の者に対する控除対象寄附金の指定を取り消す。

学校法人鈴峯学園

2 取消日

平成27年4月1日

広島市告示第423号

平成29年9月5日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人修道学園から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

変更前	変更後
1 事務所その他の施設の所在地 広島修道大学 修道高等学校 修道中学校	1 事務所その他の施設の所在地 広島修道大学 鈴峯女子短期大学 修道高等学校 広島修道大学附属鈴峯女子高等学校 修道中学校 広島修道大学附属鈴峯女子中学校
2 事務所その他の施設の所在地 広島修道大学 鈴峯女子短期大学 修道高等学校 広島修道大学附属鈴峯女子高等学校 修道中学校 広島修道大学附属鈴峯女子中学校	2 事務所その他の施設の所在地 広島修道大学 (廃止) 修道高等学校 広島修道大学附属鈴峯女子高等学校 修道中学校 広島修道大学附属鈴峯女子中学校

広島市告示第424号

平成29年9月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日
ウォンツ下温品薬局	広島市東区温品七丁目11-34	平成29年7月18日
I GLヘルパーステーションシャレー	広島市安佐南区上安六丁目31番2号	平成29年1月1日
はーとふるケアサービス	広島市南区上東雲町27番6号EAST101号室	平成26年12月1日
エネルギーケアはびねす看護ステーション	広島市中区大手町三丁目11番20号	平成22年3月15日
ありす居宅介護支援事業所	広島市東区牛田中一丁目1番15号	平成29年5月29日
ニックス福祉用具サービス事業所	広島市東区尾長東一丁目6番5号	平成25年8月15日
ニックス東訪問介護事業所	広島市東区尾長東一丁目6番5号	平成25年8月15日
サザン薬局居宅介護支援事業所	広島市西区南観音6丁目1-31-103号	平成25年3月16日
訪問看護ステーションデューン広島	広島市東区光が丘8番5号ツイン・ヒルズウェスト101号	平成29年5月1日

広島市告示第425号

平成29年9月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成29年3月31日	デイサービスセンタースイートピア	広島市西区天満町18番8号	医療法人社団光仁会
平成29年7月31日	ヘルパーステーション優	広島市安佐北区可部南二丁目8-4-101	株式会社メディカルケア
平成29年7月31日	訪問看護優	広島市安佐北区可部南二丁目8-4-101	株式会社メディカルケア
平成28年12月31日	I GLヘルパーステーションアルペンローゼ	広島市安佐南区上安六丁目27-12-12	社会福祉法人I GL学園福祉会
平成26年11月30日	はーとふるケアサービス	広島市南区上東雲町27番28号	株式会社はーとふるケアサービス
平成22年3月14日	エネルギーケアはびねす看護ステーション	広島市中区大手町三丁目12番9号	株式会社エネルギーケアサービス

平成29年 5月28日	ありす居宅介護 支援事業所	広島市東区牛田 早稲田一丁目2 0番13号	株式会社益田
平成25年 8月14日	ニックス福祉用 具サービス事業 所	広島市東区尾長 東一丁目6番6 号	株式会社ニッ クス
平成25年 8月14日	ニックス東訪問 介護事業所	広島市東区尾長 東一丁目6番6 号	株式会社ニッ クス
平成25年 3月15日	サザン薬局居宅 介護支援事業所	広島市西区南観 音六丁目1番6 号	有限会社今田薬 局
平成29年 4月30日	訪問看護ステー ション デュー ン広島	広島市中区東白 島町12番27 号 室住ビル1 階	株式会社N・フ イールド
平成28年 12月31 日	I G L訪問サー ビス上安24	広島市安佐南区 上安六丁目27 -12-12	社会福祉法人I G L学園福祉会
平成29年 6月30日	訪問看護ステー ションニーズ	広島市中区東白 島町1番29- 301号	株式会社ニーズ

~~~~~  
**広島市告示第426号**

平成29年9月8日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安芸区中野東七丁目の4034番1、4034番4、4044番1、4044番2、4044番3、4044番4、4044番5、4044番6、4044番7、4044番8、4044番9、4054番、4056番、4057番6及び4033番1、4045番2、4055番、4062番1、4062番2の各一部並びに4034番4地先の里道及び水路
- 2 開発面積  
5,438.59㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市中区大手町五丁目2番22号  
株式会社Sunsハウジング  
代表取締役 八幡欣也
- 4 検査済証交付年月日  
平成29年9月8日

~~~~~  
広島市告示第427号

平成29年9月11日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区石内北2丁目の5009番247、5009番248、5009番249及び5009番250
- 2 開発面積
744.91㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市佐伯区石内北2丁目1番2号
西広島開発株式会社
代表取締役 下紺 秀則
- 4 検査済証交付年月日
平成29年9月11日

~~~~~  
**広島市告示第428号**

平成29年9月12日

平成29年第3回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日 平成29年9月19日
- 2 招集場所 広島市役所

~~~~~  
広島市告示第429号

平成29年9月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示第430号**

平成29年9月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり
- 2 委任する事務  
(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納  
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成29年11月11日
- 4 委任期間  
平成29年11月11日から同年12月10日まで  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所        | 氏名     | 委任期間                         |
|-------|-------------|--------|------------------------------|
| 競輪事務局 | サテライトこまつ    | 大原 文博  | H29. 11. 11 ~<br>H29. 12. 10 |
| 競輪事務局 | サテライト西予     | 田中 傑計  |                              |
| 競輪事務局 | 前橋競輪場       | 櫻井 正明  |                              |
| 競輪事務局 | サテライトしおさい鹿島 | 海老原 孝之 |                              |
| 競輪事務局 | サテライト市原     | 湯沢 秀臣  |                              |
| 競輪事務局 | サテライト横浜     | 木暮 慎二  |                              |
| 競輪事務局 | サテライト大阪     | 吉野 博   |                              |

広島市告示第431号

平成29年9月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり
- 2 委任する事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成29年11月20日
- 4 委任期間  
平成29年11月20日から同年12月10日まで  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所    | 氏名    | 委任期間                         |
|-------|---------|-------|------------------------------|
| 競輪事務局 | ラ・ピスタ新橋 | 曾我 訓久 | H29. 11. 20 ~<br>H29. 12. 10 |

広島市告示第433号

平成29年9月15日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、公立大学法人広島市立大学から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井 一 實

| 変更前            | 変更後            |
|----------------|----------------|
| 1 代表者<br>浅田 尚紀 | 1 代表者<br>青木 信之 |

広島市告示第434号

平成29年9月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名称               | 所在地                       | 指定年月日     | 指定有効期限      |
|------------------|---------------------------|-----------|-------------|
| いとう薬局            | 広島市中区西十日市町1-27            | 平成29年8月1日 | 平成35年7月31日  |
| ハンド薬局 鉄砲町店       | 広島市中区鉄砲町5-1 ヴィゴレ1階        | 平成29年9月1日 | 平成35年8月31日  |
| コスモス薬局 日赤病院南口店   | 広島市中区千田町二丁目5-6 4 1階101号室  | 平成29年9月1日 | 平成35年8月31日  |
| マザー薬局 職町店        | 広島市中区職町10-11 1F           | 平成29年1月1日 | 平成34年12月31日 |
| なぎりハビリ訪問看護ステーション | 広島市東区戸坂千足二丁目5-13 佐々木ビル203 | 平成28年9月1日 | 平成34年8月31日  |
| 訪問看護ステーションなづな可部南 | 広島市安佐北区可部南二丁目14-14        | 平成29年8月1日 | 平成35年7月31日  |

広島市告示第435号

平成29年9月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者  | 施術所      |                         | 業務の種類  | 指定年月日      |
|------|----------|-------------------------|--------|------------|
|      | 名称       | 所在地<br>(出張專業の場合は施術者の住所) |        |            |
| 堀田典宏 | みささ鍼灸整骨院 | 広島市西区三篠二丁目11-6          | 柔道整復   | 平成29年5月17日 |
|      |          |                         | はり・きゅう |            |

広島市告示第436号

平成29年9月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。



号) 第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 指定年月日, 指定有効期限. Lists various medical facilities and their details.

Table with 4 columns: 医療法人, 所在地, 指定年月日, 指定有効期限. Lists medical corporations and their details.

広島市告示第437号

平成29年9月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年9月20日
2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。(別紙)

Table with 3 columns: 区分, 下水を排除する区域 (区名, 町名), 排水施設の方式. Details the sewerage exclusion areas and methods.

広島市告示第438号

平成29年9月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成29年9月20日
2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

Table with 2 columns: 下水を処理する区域 (Area for wastewater treatment) and 終末処理場の位置及び名称 (Location and name of the final treatment plant). Rows include districts like 東区, 安佐南区, 安佐北区, 佐伯区, 東区, and 安芸区.

広島市告示第439号

平成29年9月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年9月20日
2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

Table with 2 columns: 汚水を排除し、及び処理する区域 (Area for wastewater exclusion and treatment) and 排水処理施設の名称 (Name of the wastewater treatment facility). Rows include 安佐北区白木町大字市川の一部 and 安佐北区白木町大字三田の一部.

広島市告示第440号

平成29年9月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 名称 (Name), 所在地 (Location), 指定年月日 (Designation date), 指定有効期限 (Designation validity period). Lists various medical facilities like 基町薬局, 山崎耳鼻咽喉科医院, etc.

広島市告示第441号

平成29年9月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のと

おり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員  
別紙のとおり
- 2 委任した事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成29年9月12日
- 4 委任期間  
平成29年9月12日から同年12月14日まで  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所    | 氏名    | 委任期間                       |
|-------|---------|-------|----------------------------|
| 競輪事務局 | サテライト新潟 | 水澤 正一 | H29. 9. 12～<br>H29. 12. 14 |
| 競輪事務局 | 西武園競輪場  | 齋田 克巳 |                            |
| 競輪事務局 | 伊東温泉競輪場 | 福西 淳  |                            |
| 競輪事務局 | 豊橋競輪場   | 柘植 靖仁 |                            |
| 競輪事務局 | 松阪競輪場   | 松葉 智子 |                            |
| 競輪事務局 | 熊本競輪場   | 山浦 英樹 |                            |

広島市告示第442号

平成29年9月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員  
別紙のとおり
- 2 委任した事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成29年9月15日
- 4 委任期間  
平成29年9月15日から同年12月14日まで  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所    | 氏名    | 委任期間                       |
|-------|---------|-------|----------------------------|
| 競輪事務局 | 小松島競輪場  | 壽満 靖司 | H29. 9. 15～<br>H29. 12. 14 |
| 競輪事務局 | 高知競輪場   | 森岡 眞秋 |                            |
| 競輪事務局 | 函館競輪場   | 米田 剛  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト札幌 | 山村 英次 |                            |
| 競輪事務局 | サテライト石狩 | 野澤 和雄 |                            |

|       |          |        |
|-------|----------|--------|
| 競輪事務局 | サテライト男鹿  | 松村 めぐみ |
| 競輪事務局 | 青森競輪場    | 鳴海 雄大  |
| 競輪事務局 | サテライト六戸  | 秋元 善行  |
| 競輪事務局 | 福井競輪場    | 南 裕之   |
| 競輪事務局 | 奈良競輪場    | 増田 勝彦  |
| 競輪事務局 | 京都向日町競輪場 | 高野 秀雄  |
| 競輪事務局 | 和歌山競輪場   | 松下 裕和  |
| 競輪事務局 | 武雄競輪場    | 小田 修   |
| 競輪事務局 | サテライト宮崎  | 平山 憲   |
| 競輪事務局 | サテライト三股  | 福田 哲久  |
| 競輪事務局 | サテライトみぞべ | 黒尾 聖洋  |
| 競輪事務局 | サテライト鹿児島 | 加古 亮太  |
| 競輪事務局 | 佐世保競輪場   | 前田 知章  |

広島市告示第443号

平成29年9月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり
- 2 委任する事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成29年11月11日
- 4 委任期間  
平成29年11月11日から同年12月14日まで  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所     | 氏名     | 委任期間                        |
|-------|----------|--------|-----------------------------|
| 競輪事務局 | 玉野競輪場    | 山下 浩二  | H29. 11. 11～<br>H29. 12. 14 |
| 競輪事務局 | 防府競輪場    | 熊谷 俊二  |                             |
| 競輪事務局 | サテライト宇部  | 市川 龍一  |                             |
| 競輪事務局 | 高松競輪場    | 楠 康弘   |                             |
| 競輪事務局 | サテライト徳島  | 秋田 佐知子 |                             |
| 競輪事務局 | サテライト南国  | 木村 祐介  |                             |
| 競輪事務局 | サテライト安田  | 武市 知之  |                             |
| 競輪事務局 | サテライト石鳥谷 | 坂本 亮   |                             |
| 競輪事務局 | サテライト船橋  | 齋藤 寛之  |                             |
| 競輪事務局 | サテライト鴨川  | 井上 馨   |                             |
| 競輪事務局 | 千葉競輪場    | 鴻崎 豊宏  |                             |
| 競輪事務局 | 名古屋競輪場   | 千賀 博通  |                             |
| 競輪事務局 | サテライト中洲  | 原田 知典  |                             |
| 競輪事務局 | サテライト北九州 | 掘 健一郎  |                             |

広島市告示第444号

平成29年9月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり
- 2 委任する事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成29年11月20日
- 4 委任期間  
平成29年11月20日から同年12月14日まで

（別紙）

| 設置場所  | 取扱場所    | 氏名    | 委任期間                        |
|-------|---------|-------|-----------------------------|
| 競輪事務局 | サテライト水戸 | 網代 政巳 | H29. 11. 20～<br>H29. 12. 14 |

広島市告示第445号

平成29年9月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり
- 2 委任する事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成29年12月11日
- 4 委任期間  
平成29年12月11日から同年12月14日まで

（別紙）

| 設置場所  | 取扱場所     | 氏名    | 委任期間                        |
|-------|----------|-------|-----------------------------|
| 競輪事務局 | サテライトこまつ | 大原 文博 | H29. 12. 11～<br>H29. 12. 14 |
| 競輪事務局 | サテライト西予  | 田中 傑計 |                             |
| 競輪事務局 | サテライト市原  | 湯沢 秀臣 |                             |
| 競輪事務局 | ラ・ピスタ新橋  | 曾我 訓久 |                             |
| 競輪事務局 | サテライト横浜  | 木暮 慎二 |                             |

|       |         |      |  |
|-------|---------|------|--|
| 競輪事務局 | サテライト大阪 | 吉野 博 |  |
|-------|---------|------|--|

広島市告示第446号

平成29年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第447号

平成29年9月26日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成28年度決算に係る健全化判断比率について公表する。

広島市長 松井 一 實

（単位：％）

| 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率     | 実質公債費比率        | 将来負担比率           |
|--------------|--------------|----------------|------------------|
| -<br>(11.25) | -<br>(16.25) | 14.7<br>(25.0) | 222.8<br>(400.0) |

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「-」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。
- 2 括弧内に掲げる数値は、本市に適用される早期健全化基準を示す。

広島市告示第448号

平成29年9月26日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度決算に係る資金不足比率について公表する。

広島市長 松井 一 實

（単位：％）

| 特別会計の名称        | 資金不足比率 |
|----------------|--------|
| 中央卸売市場事業特別会計   | -      |
| 国民宿舎湯来ロッジ等特別会計 | -      |
| 開発事業特別会計       | -      |
| 水道事業会計         | -      |
| 下水道事業会計        | -      |
| 安芸市民病院事業会計     | -      |

備考

- 1 資金不足比率の欄の「-」は、資金の不足額がないことを示す。

2 本市に適用される経営健全化基準は、20%である。

~~~~~  
広島市告示第449号

平成29年9月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション古の市	広島市安佐南区古市三丁目5番3号	平成24年11月1日
街かどデイ花もよう	広島市西区庚午北二丁目4番6号	平成20年4月1日
広島市高取北・安西地域包括支援センター	広島市安佐南区高取北一丁目17-41	平成18年10月1日
広島市段原地域包括支援センター	広島市南区段原一丁目3番52号	平成29年6月26日
あおぞら介護広島南ケアプランセンター	広島市南区皆実町二丁目5番3号村岡ビル1階	平成29年1月1日
あおぞら介護広島南サービスセンター	広島市南区皆実町二丁目5番3号村岡ビル1階	平成29年1月1日
広島医療生協居宅介護支援事業所	広島市安佐南区中須二丁目19番6号虹の会館3F	平成28年5月14日
夜間対応型訪問介護ニックスヘルパー救急隊	広島市東区尾長東二丁目7番28号	平成28年6月20日
介護ステーションハーモニー	広島市南区皆実町三丁目1番18号	平成29年5月1日
もみじ訪問看護ステーション	広島市安佐南区中須二丁目19番6号虹の会館2階	平成28年10月8日
広島市三入・可部地域包括支援センター介護予防支援事業所	広島市安佐北区三入五丁目16-31	平成28年1月12日

~~~~~  
**広島市告示第450号**

平成29年9月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 廃止年月日       | 事業所の名称                      | 所在地                          | 事業者（法人）の名称        |
|-------------|-----------------------------|------------------------------|-------------------|
| 平成24年10月31日 | 訪問看護ステーション古の市               | 広島市安佐南区古市三丁目5番5号             | 株式会社広の島           |
| 平成20年3月31日  | 街かどデイ花もよう                   | 広島市西区庚午北二丁目5番5号              | 株式会社LAT           |
| 平成18年9月30日  | 広島市高取北・安西地域包括支援センター         | 広島市安佐南区上安二丁目23番5号            | 社会福祉法人慈光会         |
| 平成29年6月25日  | 広島市段原地域包括支援センター             | 広島市南区段原南2-12-27パルルアイビル2階     | 社会福祉法人広島常光福祉会     |
| 平成29年1月10日  | あおぞら介護広島南ケアプランセンター          | 広島市南区東雲一丁目15番1号サンフラワー東雲505号  | 株式会社日本エルダリーケアサービス |
| 平成29年1月10日  | あおぞら介護広島南サービスセンター           | 広島市南区東雲一丁目15番1号サンフラワー東雲505号  | 株式会社日本エルダリーケアサービス |
| 平成28年5月13日  | 広島医療生協居宅介護支援事業所             | 広島市安佐南区中須二丁目19-10-1          | 広島医療生活協同組合        |
| 平成28年6月19日  | 夜間対応型訪問介護ニックスヘルパー救急隊        | 広島市東区尾長東二丁目6番34号             | 株式会社ニックス          |
| 平成29年4月30日  | 介護ステーションハーモニー               | 広島市南区皆実町三丁目3番22号             | 株式会社OFFICE・NAO    |
| 平成28年10月7日  | もみじ訪問看護ステーション               | 広島市安佐南区緑井1-24-19-102         | 広島医療生活協同組合        |
| 平成28年1月11日  | 広島市三入・可部地域包括支援センター介護予防支援事業所 | 広島市安佐北区可部六丁目10番22号           | 社会福祉法人広島県同胞援護財団   |
| 平成29年3月31日  | サンキ・ウエルビィ介護センター吉島           | 広島市中区光南四丁目5番1号               | サンキ・ウエルビィ株式会社     |
| 平成28年8月31日  | 訪問介護ゆえん                     | 広島市中区鉄砲町6番2号                 | 株式会社武田            |
| 平成29年4月30日  | レスパイトケア住マイル安芸               | 広島市安芸区船越南三丁目1番30号海田シティホテル内2F | 株式会社ニックス          |
| 平成24年3月31日  | やまびこデイサービスセンター十日市           | 広島市中区十日市町一丁目5番18号            | 株式会社ウエルネット        |
| 平成29年1月31日  | デイサービスセンターつくし               | 広島市中区江波栄町11番27号              | 有限会社エムエヌティー       |
| 平成28年11月30日 | ヒューマンライフケア広島                | 広島市南区東雲本町二丁目14番18号           | ヒューマンライフケア株式会社    |

~~~~~  
広島市告示第451号

平成29年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6

号、第7号及び第10号並びに同法第115条の9第1項第9号及び第10号並びに同法第115条の45の9第6号及び第7号の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定取消処分を行いましたので、告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
平成29年10月31日	一般社団法人きっかけサポートセンター	一般社団法人きっかけサポートセンター	安佐南区相田五丁目24番12-5号	訪問介護、介護予防訪問介護及び訪問介護サービス

広島市告示第452号

平成29年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第9号、第10号、第11号及び第13号並びに第115条の19第8号、第9号、第10号及び第12号の規定により次の指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定取消処分を行いましたので、同法第78条の11第4号及び第115条の20第3号に基づき告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
平成29年10月31日	医療法人社団あかしあ会	グループホームあかしあ口田	安佐北区口田南六丁目9番5号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第453号

平成29年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項第3号及び第6号の規定により次の指定居宅介護支援事業者の指定取消処分を行いましたので、同法第85条第3項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
平成29年10月31日	医療法人純心会	居宅介護支援事業所ここ	安芸区矢野西四丁目30番18号	居宅介護支援

広島市告示第454号

平成29年9月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項

及び第5項において準用する同法第51条第2項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関の指定を取消したため、生活保護法第55条の3第4号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成29年10月31日	一般社団法人きっかけサポートセンター	広島市安佐南区相田五丁目24番12-5号	一般社団法人きっかけサポートセンター

広島市告示第455号

平成29年9月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項第7号、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関の指定を取消したため、生活保護法第55条の3第4号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成29年10月31日	グループホームあかしあ口田	広島市安佐北区口田南六丁目9番5号	医療法人社団あかしあ会

広島市告示第456号

平成29年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社広島福祉サービス	広島福祉サービス南第2事業所	広島市南区東雲一丁目22番24号	平成29年9月30日	居宅介護支援
株式会社フロンティア	ウェルスタイル広島居宅介護支援事業所	広島市南区仁保新町二丁目1番23号	平成29年9月30日	居宅介護支援

広島市告示第457号

平成29年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日, サービスの種類. Rows include 株式会社風厘, 株式会社エンジェルハート, 株式会社フロンティア, 社会福祉法人双樹会, アサヒサンクリーナー広島東, アサヒサンクリーナー広島西, 特定非営利活動法人いい介護研究会.

広島市告示第458号

平成29年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日, サービスの種類. Row includes 株式会社風厘.

Table with 5 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日, サービスの種類. Rows include 社会福祉法人広島常光福祉会, 社会福祉法人広島常光福祉会, 特定非営利活動法人いい介護研究会, 有限会社ステップ.

広島市告示第459号

平成29年9月29日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日, サービスの種類. Rows include アサヒサンクリーナー広島南介護, 株式会社フロンティア, 株式会社エンジェルハート, 株式会社風厘, アサヒサンクリーナー安佐南, 特定非営利活動法人さわやかあ広島.

社会福祉法人フェニックス	ヘルパーステーションかんべ村	広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号	平成29年9月30日	訪問介護サービス
社会福祉法人双樹会	陽光の家訪問介護事業所	広島市佐伯区三宅六丁目105番地	平成29年9月30日	訪問介護サービス
株式会社YOM	訪問介護事業よおむ	広島県安芸郡海田町畝一丁目21番6-7号	平成29年9月30日	訪問介護サービス
株式会社不二ビルサービス	デイサービスセンターふじ安佐南	広島市安佐南区川内一丁目5番24号	平成29年9月30日	1日型デイサービス
株式会社不二ビルサービス	デイサービスセンターふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15番24号	平成29年9月30日	1日型デイサービス
社会福祉法人フェニックス	デイサービスセンターかんべ村	広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号	平成29年9月30日	1日型デイサービス
医療法人社団恵正会	にのみやシニア・フィットネス	広島市安佐北区亀山三丁目24番17号	平成29年9月30日	1日型デイサービス

- 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置等
- 4 その他
住戸改善に伴い次の住戸を廃止する。

住宅名	棟番号	住戸番号
基町アパート	19	222, 422, 622, 722, 823, 1520, 1723, 1820, 1823, 2021, 2119, 2120, 2122, 2123, 2124号
基町アパート	20	238, 241, 339, 841, 1138, 1438号

※ 廃止年月日：平成29年9月30日

~~~~~

**広島市告示第460号**

平成29年9月29日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課及び安佐南区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月6日及び12月29日から同月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで

~~~~~

広島市告示第461号

平成29年9月29日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり
- 2 変更期間
平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

(別紙)

【変更後の家賃額】

※ 〈 〉 内は従前家賃額、() 内は従前家賃額と改定後家賃額の差

住宅名 棟番号	住戸番号	住戸 (家賃) タイプ名	種別	構造	建設年度	専 用 床 面 積 ㎡	経過年数係数 (改善による 変動)	利便性係数 (改善によ る変動)	近傍同種家賃 (家賃限度額)	家賃月額						単位：円								
										政令月取	0	104,001)	123,000	139,000	123,000		139,001)	158,000	186,000	158,001)	186,001	214,000	186,001)	214,001
19 基町ア パート	2019, 2020, 2022, 2023, 2024, 2121号	2019 (828)				36.7	0.6542		34,400 (52,500)	0	104,001)	123,000	139,000	139,001)	158,000	186,000	158,001)	186,001	214,000	186,001)	214,001	259,000	214,001)	259,001
	721, 1519, 1724号	0721 (831)				66.1	0.6456		60,500 (85,000)	24,000	27,700	31,700	35,800	40,900	47,200	55,200	60,500							
	723, 1521号	0723 (832)				59.3	0.6468		54,700 (75,000)	21,600	24,900	28,500	32,100	36,700	42,400	49,600	54,700							
	1722号	1722 (621)				59.3	0.6468		54,700 (75,000)	21,600	24,900	28,500	32,100	36,700	42,400	49,600	54,700							
	1822号	1822 (829)		改良	高層	昭和47年	52.6	0.6485	0.9689	47,900 (67,600)	19,200	22,200	25,300	28,600	32,700	37,700	44,100	47,900						
	223, 423, 822号	0223 (618)				52.6	0.6485		47,900 (67,600)	19,200	22,200	25,300	28,600	32,700	37,700	44,100	47,900							
	221, 1824号	0221 (830)				55.1	0.6480		50,100 (71,300)	20,100	23,200	26,500	29,900	34,200	39,500	46,200	50,100							
	421, 824号	0421 (619)				55.1	0.6480		50,100 (71,300)	20,100	23,200	26,500	29,900	34,200	39,500	46,200	50,100							
	623, 1821号	0623 (620)				71.8	0.6451		64,100 (95,900)	26,100	30,100	34,400	38,800	44,400	51,200	59,900	64,100							

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

(別紙)

【変更後の家賃額】

※()内は従前家賃額、()内は従前家賃額と改定後家賃額の差

住宅名	棟番号	住戸番号	住戸(家賃)タイプ名	種別	構造	建設年度	専用床面積㎡	経過年数係数(改善による変動)	利便性係数(改善による変動)	近傍同種家賃(家賃限度額)	家賃月額						単位:円	
											政令月収	0	104,001	123,001	139,001	158,001		186,001
基町ア パート	19	322, 519, 521, 523, 524, 724, 919, 920, 923, 924, 1319, 1320, 1322, 1522, 1523, 1524, 1720, 1721, 1919, 1921, 1923, 1924号	0322 (827)				41.8	0.6515		39,600 (49,300)	104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000	259,000	39,600
		319, 320, 321, 323, 324, 520, 522, 719, 720, 921, 922, 1119, 1120, 1121, 1122, 1123, 1124, 1321, 1323, 1324, 1719, 1920, 1922号	0319 (616)	改良	高層	昭和47年	41.8	0.6515	0.9689	39,600 (49,300)	15,300	17,700	20,200	22,800	26,100	30,100	35,200	39,600
		420, 424, 621, 624, 819, 820, 821, 1020, 1021, 1022, 1024, 1224, 1420, 1421, 1422, 1423, 1424, 1619, 1621, 1623, 1624号	0420 (826)				35.9	0.6544		33,900 (43,100)	13,200	15,200	17,400	19,700	22,500	26,000	30,400	33,900
		219, 220, 224, 419, 619, 620, 1019, 1023, 1219, 1220, 1221, 1222, 1223, 1419, 1620, 1622, 1819号	0219 (617)				35.9	0.6544		33,900 (43,100)	13,200	15,200	17,400	19,700	22,500	26,000	30,400	33,900

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

(別紙)

【変更後の家賃額】

※()内は従前家賃額、()内は従前家賃額と改定後家賃額の差

住宅名棟番号	住戸番号	住戸(家賃)タイプ名	種別	構造	建設年度	専用品床面積㎡	経過年数係数(改善による変動)	利便性係数(改善による変動)	近傍同種家賃	家賃月額						単位:円	
										政令月取	0	104,001	123,001	139,001	158,001		186,001
基町了 ハート	340, 1137号	0340 (438)	公営 高層	昭和46年		66.1	0.6462	0.9963	59,800	24,700	28,500	32,600	36,800	42,100	48,600	56,800	59,800
	338, 1139号	0338 (437)				54,000	22,200		25,600	29,300	33,100	37,800	43,600	51,100	54,000		
	239, 240号	0239 (439)				48,600	19,700		22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	45,400	48,600		
	237, 242号	0237 (440)				50,600	20,700		23,900	27,300	30,800	35,200	40,600	47,500	50,600		
	1439号	1439 (442)				67,400	27,900		32,200	36,800	41,500	47,500	54,800	64,100	67,400		
	840号	0840 (441)				64,900	26,800		31,000	35,400	39,900	45,600	52,700	61,700	64,900		
	337, 341, 342, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 1140, 1141, 1142, 1337, 1338, 1339, 1340, 1341, 1342, 1541, 1542号	0337 (434)				39,200	15,800		18,200	20,800	23,500	26,800	31,000	36,300	39,200		
	1437, 1440号	1437 (436)				35,500	14,100		16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	32,400	35,500		
	437, 438, 439, 440, 441, 442, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 837, 838, 839, 842, 1037, 1038, 1039, 1040, 1041, 1042, 1237, 1238, 1239, 1240, 1241, 1242, 1441, 1442号	0437 (435)				34,300	13,600		15,700	17,900	20,200	23,100	26,700	31,300	34,300		

【住戸改善による家賃の変更内容】

住戸改善により、利便性係数が上昇し、家賃が上昇している。
各住戸に3点給湯の設備が設置されることに伴い、利便性係数が0.05上昇し、家賃が上昇している。

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によって算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

広島市告示第462号

平成29年9月29日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、平成29年9月29日から同年10月13日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起 点
		終 点
17235	安佐北3区 89号線	安佐北区可部三丁目201番地1地先
		安佐北区可部東五丁目139番地2地先

広島市告示第463号

平成29年9月29日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成29年9月29日から同年10月13日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起 点
		終 点
17236	東1区 545号線	東区福田一丁目785番地6地先
		東区福田一丁目785番地10地先
17237	安佐南1区 518号線	安佐南区川内六丁目213番地5地先
		安佐南区川内六丁目213番地7地先
17238	安佐南3区 842号線	安佐南区祇園三丁目548番地17地先
		安佐南区祇園三丁目548番地71地先
17239	安佐南3区 843号線	安佐南区祇園三丁目548番地19地先
		安佐南区祇園三丁目548番地30地先
17240	安佐南3区 844号線	安佐南区祇園三丁目548番地25地先
		安佐南区祇園三丁目548番地25地先
17241	安佐南3区 845号線	安佐南区祇園三丁目548番地53地先
		安佐南区祇園三丁目548番地49地先
17242	安佐南3区 846号線	安佐南区祇園三丁目548番地43地先
		安佐南区祇園三丁目548番地39地先
17243	安佐南3区 847号線	安佐南区山本四丁目426番地2地先
		安佐南区山本四丁目425番地7地先
17244	安佐南4区 841号線	安佐南区伴東一丁目8676番地9地先
		安佐南区伴東一丁目4961番地11地先
17245	安佐南4区 842号線	安佐南区伴東一丁目4936番地12地先
		安佐南区伴東一丁目4936番地10地先
17246	安佐北3区 89号線	安佐北区可部三丁目201番地1地先
		安佐北区可部東五丁目140番地1地先

17247	佐伯5区 182号線	佐伯区湯来町大字下字久賀市1122番地2地先
		佐伯区湯来町大字下字長縄827番地5地先

広島市告示第464号

平成29年9月29日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭平成27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成29年9月29日から同年10月13日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市 道	東1区 545号線	メートル 6.00	メートル 53.00
		） 11.00	
市 道	安佐南1区 518号線	メートル 4.50	メートル 32.66
		） 8.65	
市 道	安佐南3区 842号線	メートル 6.00	メートル 406.25
		） 18.50	
市 道	安佐南3区 843号線	メートル 5.50	メートル 114.40
		） 12.00	
市 道	安佐南3区 844号線	メートル 4.00	メートル 21.20
		） 12.50	
市 道	安佐南3区 845号線	メートル 5.50	メートル 71.80
		） 12.50	
市 道	安佐南3区 846号線	メートル 5.50	メートル 71.80
		） 12.50	
市 道	安佐南3区 847号線	メートル 5.00	メートル 36.70
		） 11.47	
市 道	安佐南4区 841号線	メートル 4.00	メートル 258.70
		） 12.20	
市 道	安佐南4区 842号線	メートル 6.00	メートル 120.10
		） 13.50	
市 道	安佐北3区 89号線	メートル 1.10	メートル 324.50
		） 5.00	
市 道	佐伯5区 182号線	メートル 4.00	メートル 496.60
		） 11.10	

広島市告示第465号

平成29年9月29日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月29日から同年10月13日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東1区545号線	東区福田一丁目785番地6地先	平成29年9月29日
		東区福田一丁目785番地10地先	
市道	安佐南1区518号線	安佐南区川内六丁目213番地5地先	平成29年9月29日
		安佐南区川内六丁目213番地7地先	
市道	安佐南3区842号線	安佐南区祇園三丁目548番地17地先	平成29年9月29日
		安佐南区祇園三丁目548番地71地先	
市道	安佐南3区843号線	安佐南区祇園三丁目548番地19地先	平成29年9月29日
		安佐南区祇園三丁目548番地30地先	
市道	安佐南3区844号線	安佐南区祇園三丁目548番地25地先	平成29年9月29日
		安佐南区祇園三丁目548番地25地先	
市道	安佐南3区845号線	安佐南区祇園三丁目548番地53地先	平成29年9月29日
		安佐南区祇園三丁目548番地49地先	
市道	安佐南3区846号線	安佐南区祇園三丁目548番地43地先	平成29年9月29日
		安佐南区祇園三丁目548番地39地先	
市道	安佐南3区847号線	安佐南区山本四丁目426番地2地先	平成29年9月29日
		安佐南区山本四丁目425番地7地先	
市道	安佐南4区841号線	安佐南区伴東一丁目8676番地9地先	平成29年9月29日
		安佐南区伴東一丁目4961番地11地先	
市道	安佐南4区842号線	安佐南区伴東一丁目4936番地12地先	平成29年9月29日
		安佐南区伴東一丁目4936番地10地先	
市道	安佐北3区89号線	安佐北区可部三丁目201番地1地先	平成29年9月29日
		安佐北区可部三丁目246番地2地先	

広島市告示（中区）第209号

平成29年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第210号

平成29年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第211号

平成29年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第212号

平成29年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第213号

平成29年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第214号**

平成29年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第215号

平成29年9月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第216号**

平成29年9月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第217号

平成29年9月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第218号**

平成29年9月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第219号

平成29年9月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第220号**

平成29年9月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第221号

平成29年9月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第222号**

平成29年9月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第223号

平成29年9月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第224号**

平成29年9月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第225号

平成29年9月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第226号**

平成29年9月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第227号

平成29年9月21日

相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第228号**

平成29年9月21日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動した

ので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第229号

平成29年9月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第81号**

平成29年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第82号

平成29年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第83号**

平成29年9月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第84号

平成29年9月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第85号

平成29年9月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第86号

平成29年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第87号

平成29年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（南区）第129号

平成29年9月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第130号

平成29年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第131号

平成29年9月5日

広島市稲荷町自転車等駐車場、広島市広島駅南口第三自転車等駐車場及び広島市広島駅南口第二自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第132号

平成29年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第133号

平成29年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第134号

平成29年9月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第135号

平成29年9月11日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しました。

この関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 申請者
国立大学法人 広島大学 学長 越智 光夫
- 2 一団地の名称
広島大学霞団地
- 3 一団地の区域
広島市南区霞一丁目2番1の一部
- 4 認定番号
第H29認定通知広島市建30003号
- 5 認定年月日
平成29年9月11日

広島市告示(南区)第136号

平成29年9月14日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月14日から同月28日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南4区172号線	南区東霞町855番22地先から 南区東霞町855番18地先まで	旧	メートル 3.27 ～ 3.30	メートル 20.10
			新	メートル 4.00 ～ 4.00	メートル 20.10

広島市告示(南区)第137号

平成29年9月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月14日から同月28日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	南4区172号線	南区東霞町855番22地先から 南区東霞町855番18地先まで	平成29年9月14日

広島市告示(南区)第138号

平成29年9月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第139号

平成29年9月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第140号

平成29年9月20日

広島市広島駅南口第二自転車等駐車場及び広島市広島駅南口第三自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第141号

平成29年9月22日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月22日から同年10月6日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南2区10号線	安芸郡府中町青崎中1273番2地先から 安芸郡府中町青崎中1273番2地先まで	旧	メートル 4.40 ～ 4.40	メートル 21.25
			新	メートル 6.00 ～ 6.00	メートル 21.25
市道	南2区11号線	南区東青崎町9番16地先から 安芸郡府中町青崎中1277番2地先まで	旧	メートル 4.80 ～ 8.20	メートル 163.50
			新	メートル 8.20 ～ 14.49	メートル 163.50

市道	南2区179号線	南区東青崎町9番18地先から 南区東青崎町9番18地先まで	旧	メートル 3.23 ～ 9.60	メートル 4.30
			新	メートル 6.00 ～ 13.12	メートル 4.30

広島市告示（南区）第142号

平成29年9月22日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月22日から同年10月6日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	南2区10号線	安芸郡府中町青崎中1273番2地先から 安芸郡府中町青崎中1273番2地先まで	平成29年9月22日
市道	南2区11号線	南区東青崎町9番16地先から 安芸郡府中町青崎中1277番2地先まで	平成29年9月22日
市道	南2区179号線	南区東青崎町9番18地先から 南区東青崎町9番18地先まで	平成29年9月22日

広島市告示（南区）第143号

平成29年9月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第144号

平成29年9月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第145号

平成29年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第146号

平成29年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第147号

平成29年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第148号

平成29年9月29日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月29日から同年10月13日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南1区37号線	南区南蟹屋二丁目769番8地先から 南区南蟹屋二丁目776番17地先まで	旧	メートル 4.50 ～ 5.70	メートル 42.00
			新	メートル 6.50 ～ 7.40	メートル 42.00
市道	南1区48号線	南区南蟹屋二丁目769番10地先から 南区南蟹屋二丁目769番8地先まで	旧	メートル 4.50 ～ 5.00	メートル 35.00
			新	メートル 6.67 ～ 9.70	メートル 35.00

広島市告示（南区）第149号

平成29年9月29日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月29日から同年10月13日

まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	南1区37号線	南区南蟹屋二丁目769番8地先から 南区南蟹屋二丁目776番17地先まで	平成29年9月29日
市道	南1区48号線	南区南蟹屋二丁目769番10地先から 南区南蟹屋二丁目769番8地先まで	平成29年9月29日

広島市告示(南区)第150号

平成29年9月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第151号

平成29年9月29日

広島市広島駅南口第一自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(西区)第75号

平成29年9月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第76号

平成29年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第77号

平成29年9月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第78号

平成29年9月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第79号

平成29年9月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第80号

平成29年9月15日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。
その関係図面は、平成29年9月15日から同年9月29日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K3-D-538-6-17号水路	広島市西区山田町乙327番地先から 広島市西区山田町327番1地先まで

広島市告示(西区)第81号

平成29年9月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第82号

平成29年9月25日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

保管している看板について

- 1 広告物の種類及び数量
立て看板、2個
- 2 設置してあった場所
西区庚午中3丁目町内
- 3 除却日
平成29年9月9日
- 4 保管開始日及び保管場所
平成29年9月20日より西区役所内にて保管

広島市告示(西区)第83号

平成29年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第84号

平成29年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第102号

平成29年9月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月1日から同年9月15日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南1区355号線	広島市安佐南区八木四丁目5825番24地先から	旧	3.51 ～ 4.78	18.82
		広島市安佐南区八木四丁目5825番24地先まで	新	4.78 ～ 6.35	18.82

広島市告示(安佐南区)第103号

平成29年9月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月1日から同年9月15日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区355号線	広島市安佐南区八木四丁目5825番24地先から 広島市安佐南区八木四丁目5825番24地先まで	平成29年9月1日

広島市告示(安佐南区)第104号

平成29年9月1日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年8月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第105号

平成29年9月5日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月5日から同年9月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)

市道	安佐南1区70号線	広島市安佐南区八木四丁目1854番3地先から	旧	2.45 ～ 3.40	24.56
		広島市安佐南区八木四丁目1854番3地先まで	新	2.45 ～ 6.24	

広島市告示（安佐南区）第106号

平成29年9月5日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月5日から同年9月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区70号線	広島市安佐南区八木四丁目1854番3地先から 広島市安佐南区八木四丁目1854番3地先まで	平成29年9月5日

広島市告示（安佐南区）第107号

平成29年9月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月7日から同年9月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南4区99号線	広島市安佐南区沼田町大字阿戸字下中村3191番1地先から 広島市安佐南区沼田町大字阿戸字下中村3205番1地先まで	旧	1.50 ～ 4.30	113.50
			新	4.00 ～ 6.04	
	安佐南4区101号線	広島市安佐南区沼田町大字阿戸字下中村3094番1地先から 広島市安佐南区沼田町大字阿戸字下中村3094番1地先まで	旧	5.60 ～ 8.68	5.80
			新	6.27 ～ 9.40	

広島市告示（安佐南区）第108号

平成29年9月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月7日から同年9月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南4区99号線	広島市安佐南区沼田町大字阿戸字下中村3191番1地先から 広島市安佐南区沼田町大字阿戸字下中村3205番1地先まで	平成29年9月7日
	安佐南4区101号線	広島市安佐南区沼田町大字阿戸字下中村3094番1地先から 広島市安佐南区沼田町大字阿戸字下中村3094番1地先まで	

広島市告示（安佐南区）第109号

平成29年9月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月11日から平成29年9月25日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
県道	広島豊平線	広島市安佐南区沼田町大字伴字善當寺3785番地1地先から 広島市安佐南区伴東四丁目3794番地1地先まで	旧	8.30 ～ 11.80	101.00
			新	11.70 ～ 15.00	

広島市告示（安佐南区）第110号

平成29年9月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月11日から同年9月25日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用区間	供用開始の期日

県道	広島豊平線	広島市安佐南区沼田町大字伴字善當寺3785番地1地先から広島市安佐南区伴東四丁目3794番地1地先まで	平成29年9月11日
----	-------	---	------------

広島市告示(安佐南区)第111号

平成29年9月12日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年9月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第112号

平成29年9月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第15号
- 2 指定年月日 平成29年9月15日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内四丁目の372番の一部、376番2の一部、376番3の一部及び377番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20~5.55メートル
延長 30.82メートル

広島市告示(安佐南区)第113号

平成29年9月22日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年9月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第114号

平成29年9月22日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年9月22日から平成29年10月

6日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K3-E2-あ-2-4-7号水路の一部	安佐南区相田二丁目355番4地先から安佐南区相田二丁目355番2地先まで

広島市告示(安佐南区)第115号

平成29年9月29日

平成29年第2回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 招集日時 平成29年10月6日(金)午後4時
- 招集場所 佐東公民館 第一研修室

広島市告示(安佐南区)第116号

平成29年9月29日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年9月29日から同年10月13日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安佐南3区1096号里道	安佐南区長東一丁目653番5地先から安佐南区長東一丁目653番4地先まで

広島市告示(安佐北区)第68号

平成29年8月31日

道路法(昭和27年法律第180号)による事業計画のある次の道路を、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号に規定する道路と指定しました。

この関係書類は、安佐北区役所農林建設部建築課にて一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成29年8月31日
- 3 路線名 安佐北2区250号線
- 4 指定区間 (起点)安佐北区落合南五丁目961番1地先
(終点)安佐北区落合南三丁目821番6地先

- 5 幅員 4.2m～8.5m
- 6 延長 71.9m

広島市告示(安佐北区)第69号

平成29年9月4日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年9月4日から同月19日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安佐北2区715号里道の一部	安佐北区上深川町947番17地先から 安佐北区上深川町947番17地先まで

広島市告示(安佐北区)第70号

平成29年9月4日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成29年9月4日から同月19日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	水路名	所在(起点及び終点)
水路	K3-F2-N久保田-8-26号水路の一部	安佐北区上深川町947番17地先から 安佐北区上深川町947番17地先まで

広島市告示(安佐北区)第71号

平成29年9月5日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第4号
- 2. 指定年月日 平成29年9月5日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区口田南一丁目の532番1の一部、523番5の一部、529番1の一部及び531番1の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 5.02メートル
延長 34.90メートル

広島市告示(安佐北区)第72号

平成29年9月7日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年9月7日から同月21日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K3-F2-H馬場-41-64号水路	安佐北区深川五丁目2057番1地先から 安佐北区深川五丁目2057番1地先まで

広島市告示(安佐北区)第73号

平成29年9月8日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第5号
- 2. 指定年月日 平成29年9月8日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区可部南四丁目の2308番2の一部、2309番3の一部、2310番2の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
延長 55.41メートル

広島市告示(安佐北区)第74号

平成29年9月13日

平成29年第2回小河内財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

記

- 1 招集日時 平成29年9月28日(木) 午後3時
- 2 招集場所 広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地3
安佐小河内集会所

広島市告示(安佐北区)第75号

平成29年9月13日

平成29年第2回高南財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

記

- 1 招集日時 平成29年9月20日(水) 午前10時
- 2 招集場所 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4
白木出張所

広島市告示(安佐北区)第76号

平成29年9月14日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月14日から同年9月28日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北2区774号線	安佐北区狩留家町字原開地3538番地3地先から安佐北区狩留家町字下中須賀3144番地4地先まで	旧	2.30 ～ 3.10	89.45
			新	10.00 ～ 18.50	

広島市告示(安佐北区)第77号

平成29年9月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年9月15日から同年9月29日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北3区962号線	安佐北区可部一丁目981番地1地先から安佐北区可部一丁目1013番地1地先まで	平成29年9月15日

広島市告示(安佐北区)第78号

平成29年9月21日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第6号
- 2. 指定年月日 平成29年9月21日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区亀山二丁目の603番4の一部、604番3の一部及び608番1の一部

- 4. 幅員及び延長 幅員 4.27メートル
延長 25.33メートル

広島市告示(安佐北区)第79号

平成29年9月27日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体として、下記のとおり認可しました。

広島市長 松井一實

記

- 1 名称 小峠自治会
- 2 規約に定める目的 この会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。
- 3 区域 広島市安佐北区安佐町小河内1051番地4から1534番地1までの区域。
- 4 事務所 広島市安佐北区安佐町小河内1452番地
- 5 代表者の氏名及び住所 大場 清司
広島市安佐北区安佐町小河内1452番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 解散事由 無
- 9 認可年月日 平成29年9月27日

広島市告示(安佐北区)第80号

平成29年9月29日

可部駅東口駐輪場、可部駅西口駐輪場、玖村駅駐輪場及び安芸矢口駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年9月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第81号

平成29年9月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第70号

平成29年9月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第71号

平成29年9月11日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、9月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（安芸区）第72号

平成29年9月12日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成29年9月12日
- 3 道路の位置 広島市安芸区矢野東六丁目2268番3の一部
- 4 幅員 4.27～6.35メートル
- 5 延長 45.54メートル

広島市告示（安芸区）第73号

平成29年9月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第74号

平成29年9月22日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、9月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（安芸区）第75号

平成29年9月28日

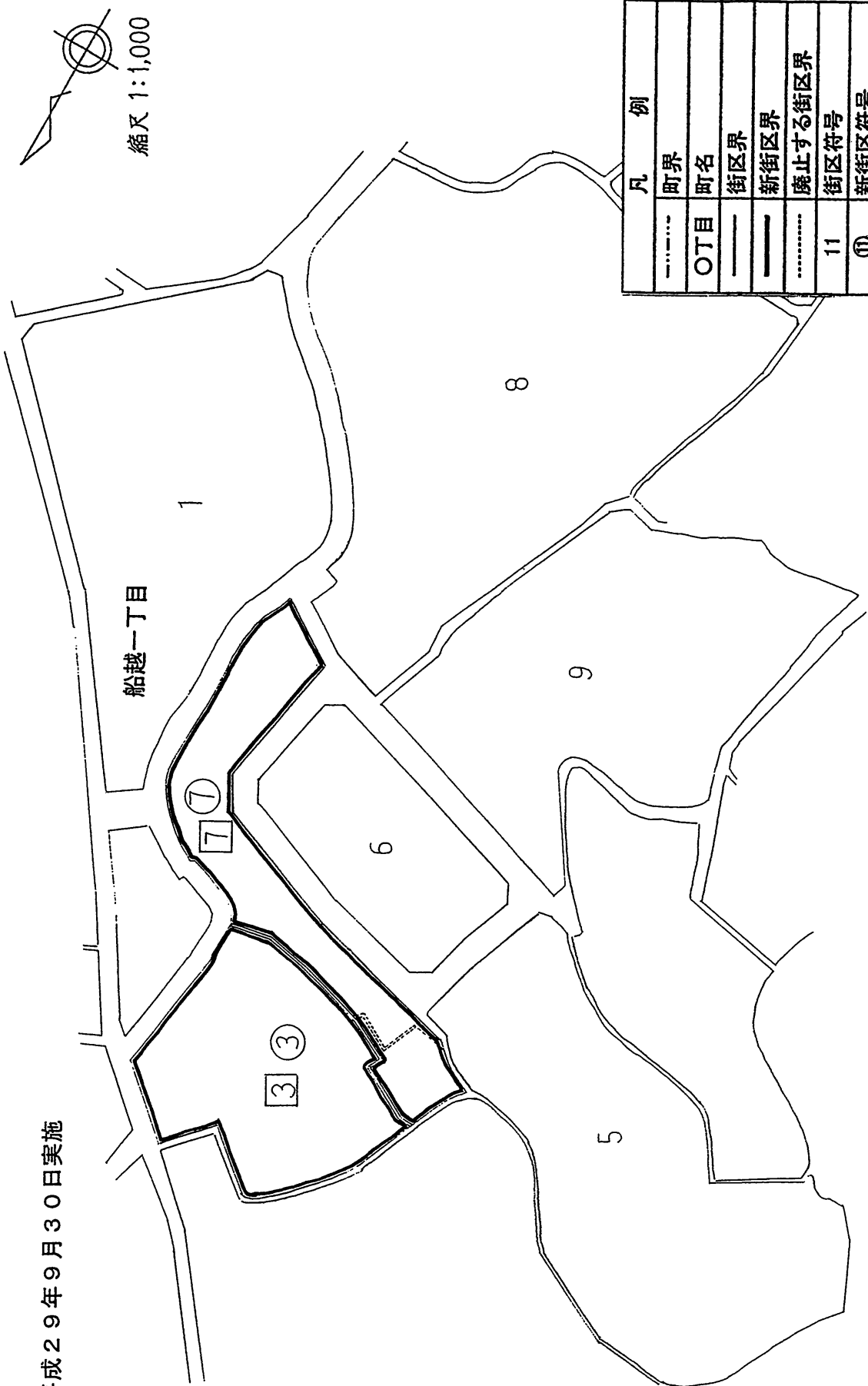
次のとおり、住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井一實

- 1 変更する区域 安芸区船越一丁目の街区の一部
- 2 変更内容 別図のとおり
- 3 変更年月日 平成29年9月30日

別図 船越一丁目街区の区域の変更図

平成29年9月30日実施



凡 例	
---	町界
○丁目	町名
—	街区界
—	新街区界
-----	廃止する街区界
11	街区符号
⑪	新街区符号
11	廃止する街区符号

広島市告示(安芸区)第76号

平成29年9月29日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成29年9月29日
- 3 道路の位置 広島市安芸区矢野西五丁目1289番4の一部、1289番12、1289番13、1290番3の一部、1292番1の一部及び1292番2の一部
- 4 幅員 4.15～4.54メートル
- 5 延長 52.79メートル

広島市告示(佐伯区)第116号

平成29年9月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第117号

平成29年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第118号

平成29年9月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第119号

平成29年9月11日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年9月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第120号

平成29年9月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第121号

平成29年9月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第122号

平成29年9月19日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年9月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第123号

平成29年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第124号

平成29年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

区告示

広島市安佐南区告示第6号

平成29年9月12日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則(昭和27年広島市規則第51号)第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市安佐南区長 品川弘司

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 23-24

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第4号

平成29年9月1日

平成29年9月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会 委員長 二國則昭

1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び第75条第1項(市の事務の執行に関する監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求)及び第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,583人

2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、第81条第1項(市長の解職の請求)及び第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行

政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,392人

3 地方自治法第80条第1項(議員の解職の請求)及び地方自治法第86条第1項(区選挙管理委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中区 37,122人

東区 33,118人

南区 39,188人

西区 51,954人

安佐南区 63,918人

安佐北区 41,260人

安芸区 21,875人

佐伯区 37,944人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,189人

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第4号

平成29年9月1日

広島県知事の任期が平成29年11月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会 委員長 中村信介

1 登録の移替えをしない期間

平成29年10月1日から平成29年11月12日まで

2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成29年11月13日から行う。

広島市東区選挙管理委員会告示第4号

平成29年9月1日

広島県知事の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会 委員長 前川秀雅

1 登録の移替えをしない期間

平成29年10月1日から平成29年11月12日まで
2 前記1の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替は、平成29年11月13日から行う。

広島市南区選挙管理委員会告示第4号

平成29年9月1日

広島県知事の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替をしない期間を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

- 1 登録の移替をしない期間
平成29年10月1日から平成29年11月12日まで
- 2 前記1の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替は、平成29年11月13日から行う。

広島市西区選挙管理委員会告示第4号

平成29年9月1日

広島県知事の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替をしない期間を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 船木 孝和

- 1 登録の移替をしない期間
平成29年10月1日から平成29年11月12日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替は、平成29年11月13日から行う。

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第8号

平成29年9月7日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、緑井財産区議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり行います。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 選挙の期日 平成29年9月12日
- 2 選挙すべき議員の数 14人

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第9号

平成29年9月7日

平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

次のとおり 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第10号

平成29年9月7日

平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び第80条第1項の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成29年9月12日 午後9時00分
ただし、公職選挙法第100条第4項の規定により投票を行わないときは、平成29年9月12日午前10時00分に開会します。

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第11号

平成29年9月7日

平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行います。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第12号

平成29年9月7日

平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

期日前投票所開設場所	所在地
広島市安佐南区役所 佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第13号

平成29年9月7日

平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

投票区名	投票所施設名	所在地
緑井第一	佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
緑井第二	緑井学区集会所	広島市安佐南区緑井一丁目5番1-204号

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第14号

平成29年9月7日

平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

次のとおり 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第15号

平成29年9月7日

平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

次のとおり 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第16号

平成29年9月7日

平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
安佐南区役所 4階 講堂

2 日時 平成29年9月7日 午後5時20分

ただし、公職選挙法選挙第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

(1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
安佐南区役所 4階 講堂

(2) 日時 平成29年9月10日 午後5時40分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第17号

平成29年9月7日

平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額は、次のとおりです。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

金額 1,926,300円

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第18号

平成29年9月13日

平成29年9月12日執行の緑井財産区議会議員一般選挙において、当選した者の住所及び氏名は、別紙のとおりです。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第5号

平成29年9月1日

広島県知事の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀 則

- 登録の移替えをしない期間
平成29年10月1日から平成29年11月12日まで
- 前記1の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成29年11月13日から行う。

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第6号

平成29年9月1日

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により設けた平成17年広島市佐伯区選挙管理委員会告示第54号による指定投票区及び指定関係投票区の指定の告示中、表の一部を、次のとおり変更する。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

変更前

変更後

指定投票区	指定関係投票区	指定投票区	指定関係投票区
第一投票区	第二投票区, 第三投票区, 第四投票区, 第五投票区, 第六投票区, 第七投票区, 第八投票区, 第九投票区, 第十投票区, 第十一投票区, 第十二投票区, 第十三投票区, 第十四投票区, 第十五投票区, 第十六投票区, 第十七投票区, 第十八投票区, 第十九投票区, 第二十投票区, 第二十一投票区, 第二十二投票区, 第二十三投票区, 第二十四投票区, 第二十五投票区, 第二十六投票区, 第二十七投票区, 第二十八投票区, 第二十九投票区及び第三十投票区, 葛原投票区, 白砂投票区, 河内原投票区, 川角投票区, 伏谷投票区, 杉並台投票区, 上多田投票区, 中多田投票区, 打尾谷投票区, 菅沢投票区, 和田投票区, 麦谷投票区及び下投票区	第一投票区	第二投票区, 第三投票区, 第四投票区, 第五投票区, 第六投票区, 第七投票区, 第八投票区, 第九投票区, 第十投票区, 第十一投票区, 第十二投票区, 第十三投票区, 第十四投票区, 第十五投票区, 第十六投票区, 第十七投票区, 第十八投票区, 第十九投票区, 第二十投票区, 第二十一投票区, 第二十二投票区, 第二十三投票区, 第二十四投票区, 第二十五投票区, 第二十六投票区, 第二十七投票区, 第二十八投票区, 第二十九投票区, 第三十投票区, 第三十一投票区, 葛原投票区, 白砂投票区, 河内原投票区, 川角投票区, 伏谷投票区, 杉並台投票区, 上多田投票区, 中多田投票区, 打尾谷投票区, 菅沢投票区, 和田投票区, 麦谷投票区及び下投票区

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第7号

平成29年9月1日

広島県知事の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

- 登録の移替えをしない期間
平成29年10月1日から平成29年11月12日まで
- 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成29年11月13日から行う。

(別紙)

平成27年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(健康福祉局)

- 監査意見公表年月日

区選管委員長告示

広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成29年9月6日

平成29年9月12日執行予定の緑井財産区議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡 部 邦 昭

不在者投票の投票記載場所
広島市安佐南区緑井六丁目29番28号 広島市安佐南区役所 佐東出張所

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第17号

平成29年9月27日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 糸 山 隆

- 日時 平成29年10月3日（火） 午前9時30分
- 場所 中区役所6階教育委員室
- 議題

【公開予定議題】

- 広島市教員等育成に関する協議会について（報告）
- 平成30年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告）
- 広島市立学校教職員人事異動方針について（議案）

【非公開予定議題】

- 広島市いじめ防止対策推進審議会専門委員の任命について（議案）

監査公表

広島市監査公表第17号

平成29年7月26日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 原裕治
同 桑田恭子

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

広島市長から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

- 平成28年2月3日（広島市監査公表第3号）
- 2 包括外部監査人
村田 賢治
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成29年7月4日（広健地第139号）
- 4 監査のテーマ
高齢者施策に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

講座の重複について（所管課：健康福祉局地域福祉課）

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>老人大学の修了者は、地域社会のリーダー的役割としての活躍が期待されていることに対して、老人大学院の修了者は、地域社会の福祉リーダー的役割という専門性を活かした活躍が期待されている。</p> <p>しかしながら、平成26年度の老人大学・老人大学院の双方の講座は、過半が同じ講座名となっており、老人大学院が老人大学と比べて専門性を高めるための講座を開設していると言えるか疑問がある。</p> <p>老人大学院を運営している市町村は全国的にも珍しく、その存在意義は、強く問われるものと考えられる。しかしながら、近年、老人大学院の講座は、老人大学と大半が同じ講座名となっており、広島市民がホームページなどで講座名を見ても講座内容の相違が確認できないため、老人大学とは別に老人大学院を設置する意義が問われかねない状況と考えられる。</p> <p>このような意味から、老人大学院の講座名は、老人大学とは異なる講座内容であり、より専門性の高いものであることが明確に分かるように検討すべきである。</p> <p>老人大学院には、結成後、平成27年で36年目となるOB会（略称、老大OB会）があり、現在も、会員の健康と教養及び趣味を通じて相互の親睦を図り、老後の健康増進と、明るく、楽しい生き甲斐づくりを目的として、月1回の講座の開設や趣味のサークル活動を自主的に運営している。当該老大OB会の今後の発展のためにも、意義のある講座の設定が望まれる。</p>	<p>老人大学・老人大学院（平成29年度からシニア大学・シニア大学院に名称変更）を運営している社会福祉法人広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、従前より、老人大学院においては、老人大学と比べ専門性の高い内容の講座を開設していたところではあるが、平成27年度より、受講生及び修了生から意見を聴取し、より魅力的な老人大学・老人大学院とするための検討を行っていたことから、講座名についても、これに併せて検討した。</p> <p>その結果、平成29年度から、シニア大学・シニア大学院の各19講座全てについて、講座名を重複のないものとした（市社協のホームページ上で公表）。また、シニア大学院の講座内容については、受講生等の意見を参考にして、地域福祉活動やボランティア活動に関するものをより多く設定し、シニア大学との差別化を図った。</p> <p>平成30年度以降も、講座内容の一層の充実を図ることができよう、引き続き市社協に助言等を行うこととしたい。</p>

~~~~~

**広島市監査公表第18号**  
平成29年9月12日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

**定期監査及び行政監査結果公表**

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

|       |            |
|-------|------------|
| 企画総務局 | 総務課        |
|       | 公文書館       |
|       | 法務課        |
|       | 分権・行政改革推進課 |
|       | 秘書課        |
| 東京事務所 |            |
|       | 広報課        |

市民相談センター

区役所（中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯）  
市民部 区政調整課

2 監査の範囲  
平成28年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
ただし、必要に応じて平成27年度の事務も対象とした。

3 監査の期間  
平成29年4月24日から同年8月9日まで

4 監査の方法  
監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。  
また、消耗品費の支出に係る事務について、抽出により地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を実施した。

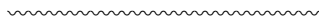
5 監査の結果  
次に述べる事項を除いておおむね適正に処理されていた。（公営企業に対する公有財産の使用承認について）



公営企業に対し一般会計が所管する公有財産を使用させる場合は、使用承認の手続をとった上で原則として有償で整理するものとされている。

しかしながら、下水道事業による本庁舎等駐車場の使用について、使用承認の手続がとられておらず有償としていなかった。

については、関係部局とも協議の上、適正な事務処理を行われたい。



広島市監査公表第19号

平成29年9月12日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

市民局 文化スポーツ部 文化振興課  
スポーツ振興課  
区役所 (中, 東, 南, 西, 安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)  
市民部 区政調整課  
地域起こし推進課

公益財団法人広島市スポーツ協会

2 監査の範囲

平成28年度に属する収入, 支出, 契約等財務に関する事務等

(財政援助団体等にあつては、出納その他の事務に限る。) ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

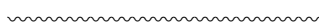
平成29年4月14日から同年8月2日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した(財政援助団体等の監査に当たっては、出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。)

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。



広島市監査公表第20号

平成29年9月12日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

健康福祉局 保険年金課  
看護専門学校 総務課  
教務課  
区役所 (中, 東, 南, 西, 安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)  
市民部 保険年金課  
厚生部 生活課  
健康長寿課  
保健福祉課

2 監査の範囲

平成28年度に属する収入, 支出, 契約等財務に関する事務等

ただし、必要に応じて平成27年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

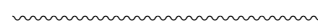
平成29年4月10日から同年8月2日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。



広島市監査公表第21号

平成29年9月12日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

こども未来局 保育企画課

保育指導課

区役所 (中, 東, 南, 西, 安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)  
厚生部 生活課  
保健福祉課

2 監査の範囲  
平成28年度に属する収入, 支出, 契約等財務に関する事務等  
ただし, 必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間  
平成29年4月14日から同年8月2日まで

4 監査の方法  
監査に当たっては, 財務事務が適正に執行されているかどうか, 並びに市の事務が合規的, 経済的, 効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し, 抽出により関係書類を検査照合するとともに, 関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果  
おおむね適正に処理されていた。

~~~~~

広島市監査公表第22号
平成29年9月12日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 原裕治
同 桑田恭子

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表

地方自治法第199条第2項, 第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので, 同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象
経済観光局 農林水産部 農政課
農林整備課
水産課

区役所 (中, 東, 南, 西, 佐伯)
市民部 区政調整課
地域起こし推進課

(中, 東, 南, 西)
建設部 維持管理課
地域整備課

(安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)
農林建設部 維持管理課
農林課

公益財団法人広島市農林水産振興センター

2 監査の範囲
平成28年度に属する収入, 支出, 契約等財務に関する事務等

(財政援助団体等にあつては, 出納その他の事務に限る。)
ただし, 必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間
平成29年4月10日から同年8月2日まで

4 監査の方法
監査に当たっては, 財務事務が適正に執行されているかどうか, 並びに市の事務が合規的, 経済的, 効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し, 抽出により関係書類を検査照合するとともに, 関係職員から説明を聴取した(財政援助団体等の監査に当たっては, 出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか, 抽出により関係書類を検査照合するとともに, 関係職員から説明を聴取した。)

5 監査の結果
おおむね適正に処理されていた。

~~~~~

**広島市監査公表第23号**  
平成29年9月12日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

**定期監査及び行政監査結果公表**

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので, 同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象  
都市整備局 都市整備調整課  
技術管理課

西風新都整備部  
指導部 建築指導課  
宅地開発指導課

営繕部 営繕課  
設備課

区役所 (中, 東, 南, 西)  
建設部 建築課

(安佐南)  
農林建設部 維持管理課

(安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)  
農林建設部 建築課

2 監査の範囲  
平成28年度に属する収入, 支出, 契約等財務に関する事務等  
ただし, 必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間  
平成29年4月10日から同年8月2日まで

4 監査の方法  
監査に当たっては, 財務事務が適正に執行されているかどうか

か、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第24号

平成29年9月12日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

水道局  
企画総務課  
財務課  
人事課  
技術部 調整課  
計画課  
技術管理課  
設備課  
水質管理課  
施設課  
浄水場  
(牛田、緑井、高陽、府中)

2 監査の範囲

平成28年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成29年4月18日から同年8月2日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第25号

平成29年9月12日

広島市監査委員 井上周子

同 原裕治  
同 桑田恭子

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

なお、佐伯克彦監査委員は、監査委員に関する庶務の監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

記

1 監査の対象

監査事務局  
監査第一課  
監査第二課  
工事監査課

2 監査の範囲

平成28年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等

3 監査の期間

平成29年4月17日から同年8月2日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

適正に処理されていた。

広島市監査公表第26号

平成29年9月12日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

農業委員会事務局

2 監査の範囲

平成28年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等  
ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成29年4月10日から同年8月2日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか

か、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第27号

平成29年9月12日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

定期監査及び行政監査並びに出資団体監査結果公表

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

都市整備局 営繕部 営繕課  
安佐北区役所及び安芸区役所  
農林建設部 維持管理課  
農林課  
地域整備課  
水道局 技術部 設備課  
浄水場(牛田, 緑井, 高陽, 府中)  
広島高速道路公社 建設部 建設課

2 監査の範囲

平成28年度に属する契約金額が100万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務

3 監査の期間

平成29年4月19日から同年8月2日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、工事の設計、積算、契約、施工等並びに委託業務の内容及び積算等が、関係法令等に基づき適正に行われているかどうか、また、経済的、効率的及び有効的に行われているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類の審査及び実地検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

特に工事の施工状況を的確に確認しているかどうかについて、より詳細に実地監査を行った。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第28号

平成29年9月7日

平成29年7月14日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法第242条第4項の

規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

(別紙)

広監第58号

平成29年9月7日

請求人  
(略)

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 原裕治  
同 桑田恭子

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について

(通知)

平成29年7月14日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求(以下「本件措置請求」という。)について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨等

平成29年7月14日付けで提出のあった広島市職員措置請求書に記載された内容は、以下のとおりである。

広島市経済観光局中央市場長による市場施設使用料に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

平成29年4月17日付けで、広島市中央市場連合会(以下「連合会」という。)会長から「市場施設使用許可申請書」及び「施設使用料免除申請書」が広島市長あてに提出された。

申請の内容は次のとおりである。

- ・使用目的 連合会が事務所として使用
- ・面積 96㎡
- ・使用期間 平成29年5月1日から平成30年3月31日まで
- ・場所 中央市場 管理棟3階
- ・使用料免除申請の理由

当団体は、市場業務の円滑な運営に寄与する公共性を持つ団体であること。

今年度から、入場証の資格確認・発行や駐車場の巡回監視など場内自治への取組を実施するなど、市の事務事業にも密接な関連を有していること。

連合会の収入の大部分は、厳しい経営環境にある場内関係事業者の会費であり、これ以上の会費の負担は困難な状況にあること。

この申請に対し、中央市場長は、平成29年4月28日

付けで、市場施設使用許可及び使用料免除を決定し、同日付けで「市場施設許可書」を交付している。

使用料については、連合会は公共性を持つ団体であり、かつ本市の事務事業と密接な関連があり、本市としてもその事業に積極的に協力すべき立場にあること、連合会収入のほとんどは会員からの会費等で賄われており収益事業は行っていないことから、広島市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第71条第6項第3号の規定（その他市長において特別の理由があると認めるとき。）に基づき免除することを決定している。

請求者が求める措置は、次の理由により使用料免除を取り消し、条例に基づく、正当な使用料を連合会から徴収することを求める。

- (1) 市場開設以来、昨年度まで、連合会事務所として青果棟2階（20㎡）を使用許可し、使用料として年間44万円を徴収してきており、今の時点で公共性があるとは言えないこと。さらに、この面積が今回の使用許可で約5倍になるのに、使用料が免除というのは矛盾していること。
- (2) 連合会が現在行っている入場証の資格確認・発行や駐車場の巡回監視などは、市場内の駐車場の適正な管理の一端を担ってもらっているとしているが、あくまで連合会の自主事業であり、本市の事務事業に密接な関連があるとは言えないこと。
- (3) 市は、平成29年6月29日開催の経済観光環境委員会において、経済観光局長は、「市は連合会の自主事業（入場証の資格確認・発行等）には関わらないし、内容も一切把握していない。」と答弁しており、連合会事業が市と密接な関連があるとは言えないこと。
- (4) 連合会は市場運営の合理化等の事業を行う公共性を持つ団体であるとしているが、市場内の青果や魚商、花きなどの組合で構成されている団体であり、あくまでも営利目的の事業者による団体であることから、公共性を持つ団体とは言い難いこと。
- (5) 連合会の事業が本市に関連することや本市が協力すべき立場にあることは理解できるが、あくまで事業に対することであり、使用許可する事務所施設とは直接関連がないこと。
- (6) 使用許可した管理棟の3階の96㎡には、使用実態として、単に連合会専務理事（前市場長OB）の執務室となっていること。
- (7) 連合会収入のほとんどは会員からの会費等で賄われており収益事業は行っていないこととあるが、連合会は、平成29年4月より新たに、市場への入場証の発行業務により、関連業者から市場内の出入りに伴う車両1台につき、500円から3,000円を徴収しており、その徴収金総額600万円余りが連合会の収入となっていることから、連合会は事務所の使用料を支払うことが十分可能であること。

(8) こうした理由から、本市が厳しい財政状況の中で、中央市場を健全に運営していくには、条例に基づく適正な使用料を徴収すべきであり、本来、広島市が得られるであろう相当な収入を失っていること。

## 2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

中央市場にかかわるOB職員が連合会専務理事をしていることから、公正な外部監査を求める。

地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を含め、必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

- 1 「市場施設使用許可申請書」の写し
- 2 「施設使用料免除申請書」の写し
- 3 「市場施設使用許可書（広島市指令場中第8号）」の写し
- 4 決裁文書「市場施設使用許可について（広島市中央市場連合会）」の写し
- 5 広島市中央市場連合会「平成29年度収支予算書（案）」の写し
- 6 広島市中央市場連合会「会則」の写し
- 7 広島市中央市場連合会「細則」の写し
- 8 広島市中央市場連合会「慶弔金、見舞金等に関する規程」の写し
- 9 広島市中央市場連合会「役員名簿」の写し
- 10 広島市中央市場連合会「会員名簿」の写し

## 第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条1項の所定の要件を具備するものと認め、平成29年8月2日に、同年7月14日付けでこれを受理することを決定した。

## 第3 個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認められない理由（広島市長に地方自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由）

請求人は、本件措置請求による監査について、地方自治法第252条の43の規定により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めているが、監査委員は、市長から独立して監査を行う機関であり、常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないとされていることから、本件措置請求に係る使用料の免除の対象である広島市中央市場連合会の役員が広島市職員OBであるからといって、公正な監査ができないとはいえないため、請求人の個別外部監査の請求は相当とは認められない。

## 第4 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年8月17日に請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は新たな証拠として次の書類を提出するとともに、陳述を行った。

(新たな証拠として次の書類が提出されているが、添付を省略する。)

- ・各局において、目的外使用許可し、使用料を減免している事例

請求人は、以下の点について、陳述した。

ア 職員措置請求書に沿った内容の説明

イ 新たな証拠として提出した書類等に基づく補足説明

- (ア) 広島市における行政財産目的外使用料の免除事例及び食肉市場における売買参加者組合等の事務所使用に係る使用料の徴収事例と本件との比較
- (イ) 本件免除決定の不透明性、不当性及び利益誘導の懸念

2 広島市長の意見書の提出及び陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成29年8月16日付け広場中第85号により意見書が提出された。なお、陳述は行わなかった。

意見書の内容は、以下のとおりである。

(1) 広島市の意見

請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

本件措置請求人(以下「請求人」という。)は、平成29年4月28日付けで本市が広島市中央市場連合会(以下「連合会」という。)に対し行った中央市場管理棟3階の一部(96㎡)についての市場施設使用許可とその使用料の免除について、ア 市は、連合会から昨年度まで事務室使用料を徴収してきており、連合会が今の時点で公共性があるとは言えない、イ 連合会が行う入場証の資格確認・発行や駐車場の巡回監視等は、連合会の自主事業であり、本市の事務事業に密接な関連があるとは言えない、ウ 平成29年6月29日に開催された経済観光環境委員会において、経済観光局長の「市は連合会の自主事業には関わらず内容も一切把握していない」との答弁に基づけば、連合会の事業が市と密接な関連があるとは言えない、エ 連合会は、市場内の青果、水産、花き等の組合で構成されており、営利目的の事業者による団体であることから、公共性を持つ団体と言い難い、オ 連合会の事業が市に関連することは理解できるが、使用許可する事務所施設とは直接関連がない、カ 使用を許可した施設は実態として連合会専務理事の執務室になっている、キ 連合会は、平成29年4月から開始した入場証の発行業務による収入により、使用料の支払いが可能である、ク 使用料を免除することで、本市が得られるであろう相当な収入を失っているとして、使用料免除の取り消し及び条例に基づく使用料の徴収

を行うよう主張している。

以下、これらの点に関して述べる。

ア 「連合会が今の時点で公共性があるとは言えない」とのことについて

(ア) 連合会の公共性・公益性について

連合会は、昭和62年に「市場内の緊密な連携と協調により市場の健全かつ円滑なる運営と秩序の保持を図り、もって市場全般の発展を促進すると共に会員の親睦と福利厚生の上に資すること」(広島市中央市場連合会会則(以下「会則」という。)第3条)を目的として設立された団体である。

会員が、市場内で開設者の許可を受け市場施設を使用している事業者、その他市場に関係のある事業者(会則第5条)で、現在、青果、水産、花き各部の卸売業者、仲卸業者、売買参加者や、関連事業者にまたがった、場内関係事業者のほぼすべての者で構成されている。

また、その事業は、①市場運営の合理化、活性化並びに施設の充実及び改善に関する調査研究、②市場内の保健並びに環境衛生に関すること、③教育及び情報の提供に関すること等である(会則第4条)。これまで、会則第4条に基づき別添のとおり、様々な公益的な事業を行っているとともに、市職員(市場長等)が連合会の正副会長会議や役員会等に参加し、常に市場運営等について市との意見交換を行っている。平成29年度からは入場証交付等業務を市から受託するとともに、自主事業として場内駐車車両の管理を行っている。さらには本市が平成28年度に決定した「中央市場の現地での全棟建替え」の方針に呼応して、新市場建設に向け場内関係事業者の意見集約を行い、市との調整などに本腰を入れて取り組むこととされている。

以上のことから、連合会は公共性・公益性のある団体である。

(イ) 事務所の移転について

事務所の移転については、前述のとおり、新市場建設への対応や場内駐車車両の管理に取り組むに当たり、連合会がこれまで以上に市と緊密な連携をしていくためには、①市との調整や自主事業を円滑に行っていくために事務局の体制強化や会議場所の確保等が必要であり、十分な広さが求められたこと、②より市管理事務所に近い場所がのぞましいことから、現在の場所に移転したいと考え、本市に対して使用許可申請をされたものである。

(ウ) 使用料の免除について

使用料の免除については、連合会において、平成28年度までは免除申請を行っていなかったものであるが、前述のとおり、事務所の拡充移転が必要となる中で、改めて市からの支援が得られないかと検討され、連合会の設置目的が公共性・公益性にかなうことが

- ら、優遇措置が得られるのではないかと考え、申請されたものである。本市において、この免除申請を審査した結果、前述の連合会の設置目的、事業内容及び活動実績は、公共性・公益性にそぐうものであると判断し、広島市中央市場業務条例第71条第6項第3号の規定に基づき使用料の免除を決定したものである。
- イ 「連合会の入場証の資格確認・発行や駐車場の巡回監視などは自主事業であり、市の事務事業に密接な関連があるとは言えない」とのことについて
- 中央市場の駐車場の管理については、これまで、市場を利用する目的のない不法駐車や、決められた駐車エリアを守らないことによる荷捌きへの支障、大型トラック等の路上駐車などの問題があった。
- 本市としては、円滑な市場運営の支障となるこうした実態への対応は、長年の懸案課題であることから、平成26年度から連合会に呼びかけ検討してきた結果、本年4月から、本市においては、市場を利用する目的のない部外者車両の入場防止や入場資格があっても駐車区画を守らない車両へ対応するため、資格確認・入場証交付の業務を連合会に委託するとともに、改めて、駐車場について、部門ごとのエリア、一般利用者も含めたその他のエリアに区分けし、これを明示することとした。
- これに合わせて、連合会においては、市からの委託業務を実施するに当たり、その事業効果を高めるため、傘下の会員に決められた部門ごとのエリアへの駐車誘導とその後のフォローについてのルールを徹底を図るとともに、巡回監視などを自主的に行い、協力することとなった。
- したがって、以上の連合会の自主事業は、本市の事務事業と密接な関連がある。
- ウ 「平成29年6月29日開催の経済観光環境委員会において、経済観光局長が『市は連合会の自主事業（入場証の資格確認・発行等）には関わらないし、内容も一切把握していない。』と答弁していることに基づけば、連合会事業が市と密接な関連があるとは言えない」とのことについて
- 経済観光局長から「連合会に対して、受付、確認審査、作成・交付までの業務を委託しており、これに関連してより効率的な駐車場の利用の管理をするために巡回監視等を連合会の方で行うことにしている」旨の答弁を行っており、請求書に記載してある「市は連合会の自主事業（入場証の資格確認・発行等）には関わらないし、内容も一切把握していない」との答弁は行っていない。
- エ 「連合会は営利目的の事業者による団体であることから、公共性を持つ団体とは言い難い」とのことについて
- 連合会の構成員の個々は概ね営利事業者等であるが、アで記述したように、連合会は公共性・公益性がある団体である。
- オ 「連合会の事業が市に関連し、市が協力すべき立場で

あるが、使用許可する事務所施設とは直接関連がない」とのことについて

アで記述したように、連合会は公共性・公益性のある団体である。連合会がその目的を達成するための事業を行うためには、事務所は必要不可欠である。

カ 「使用を許可した施設の使用実態が、単に連合会専務理事の執務室になっている」とのことについて

使用を許可した施設は、連合会の事務所として、専務理事の執務室、職員の事務室及び会議室に供されているものである。

キ 「入場証の発行業務による収入が600万円余りあることから連合会は事務所の使用料を支払うことが十分可能である」とのことについて

本市において使用料の免除を審査するに当たっては、前述のとおり、連合会は公共性・公益性にそぐうものであると判断し、広島市中央市場業務条例第71条第6項第3号の規定に基づき使用料の免除を決定したものである。

なお、連合会が駐車車両に関して徴収している収入は、連合会の駐車場のルールを徹底・巡回監視等の自主事業や事務局体制の強化に充てられると聞いている。

ク 結論

これまで述べてきたとおり、本市は連合会の申請を受け、広島市中央市場業務条例に基づき、適正に施設の使用を許可し、その使用料を免除しているものである。

よって、請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

(3) 別添・広島市中央市場連合会の平成28年度の主な取組事業

ア 市場内の保健並びに環境衛生に関すること

次の事業を実施し、従業員の保健や場内の環境衛生の保持に努め、市場の安全安心の確保を図っている。

(ア) 保健に関すること

a 職場献血（夏・冬）

赤十字血液センターとの日程調整、会員事業者への周知・献血勸奨を行い、市場内で実施（4日間実施 125名献血）

b インフルエンザ予防ワクチン接種

協力可能な医療機関を当たり日程調整、会員事業者への周知・接種勸奨を行い、市場内で実施（2日間実施 444名接種）

c 場内事業者の健康診断（夏・冬）

広島県集団検診協会との日程調整、会員事業者への周知・受診勸奨を行い、市場内で実施（4日間実施 1,086名受診）

(イ) 環境衛生に関すること

a 門前清掃（平成6年度から継続実施）

連合会の呼びかけにより毎月1回実施、会員全事業者が参加

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>b 場内一斉清掃（平成27年度から実施）<br/>連合会の呼びかけにより毎年1回実施、会員全事業者が参加</p> <p>イ 教育及び情報の提供に関すること<br/>次の事業を実施し、会員事業者における優秀な人材の確保・育成を支援し、市場の発展に寄与している。</p> <p>(ア) 優良従業員の表彰状授与式等の開催<br/>広島市中央卸売市場表彰要綱に基づく優良従業員表彰の表彰状授与式の開催への協力<br/>*被表彰者は連合会の推薦に基づいて広島市が決定<br/>*授与式後に市長及び市議会議長を招いて、連合会が祝賀会を開催</p> <p>(イ) 市場セミナーの開催（年1～2回）<br/>会員事業者の経営体質の強化等を目的とし、連合会が外部講師を招へいして開催<br/>（年1回開催、94名参加）</p> <p>(ウ) フォークリフト運転技能講習の開催<br/>安全・安心な労働環境を確保するため、広島県労働基準協会に依頼し、会員事業者向けの運転技能講習を市場内で開催（7日間の講習 29名受講）</p> <p>(エ) 新入社員合同入社式及び研修会の開催<br/>連合会の主催により、会員事業者の新入社員の合同入社式を開催するとともに、外部の専門家を講師とする合同研修会（内容「社会人としての心構え等」）を開催</p> <p>ウ 市場運営の活性化に関すること<br/>次の事業を実施し、市場の活性化やPR、食育等の推進による消費拡大を推進している。</p> <p>(ア) 「市場まつり」の開催（平成25年度から継続実施）<br/>広く市民に市場の仕組みや役割を知ってもらうため、連合会の主催により年1回開催<br/>・連合会が、会員事業者との協議（WG会議10回程度開催）や外部事業者との出店調整等に当たる（平成29年3月25日開催、来場者数：約1万1千人）。</p> <p>(イ) NHKひるまえ直送便（平成7年から継続実施）<br/>毎週月曜～金曜（AM11:30～11:54）に放送されるNHK広島テレビの生活情報番組「ひるまえ直送便」中の、「新鮮市場」のコーナー（火曜・木曜）に卸売業者のせり人が出演し、旬の「野菜」、 「果物」、 「魚」及び「花」やその目利きなど、市場のプロならではの情報を紹介<br/>・連合会がNHKとの打合せ及び出演者（会員事業者：主に卸売業者）の調整に当たる。</p> <p>エ 会員の福利厚生、親睦に関すること<br/>(ア) ボーリング大会<br/>会員事業者の親睦を目的とし、連合会主催により年1回開催<br/>（40チーム、160名参加）</p> | <p>（意見に係る証拠書類として、次の書類が提出されているが、添付を省略する。）<br/>・ 決裁文書「市場施設使用許可について（広島市中央市場連合会）」の写し</p> <p>3 監査対象事項<br/>広島市が、平成29年4月28日付け広島市指令場中第8号による広島市中央市場連合会への市場施設使用許可に際し、使用料を免除したことは、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実には該当するか。</p> <p>第5 監査の結果<br/>1 事実関係の確認<br/>請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、広島市長から提出された意見書及び関係書類並びに広島市の関係職員への調査により、以下の点について確認した。</p> <p>(1) 中央市場の施設の使用に関する法令等について<br/>広島市中央卸売市場中央市場（以下「中央市場」という。）は、広島市中央卸売市場の一部であるが、この広島市中央卸売市場は、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場される生鮮食料品等の卸売のために開設される卸売市場であり、また、卸売市場の中でも、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、農林水産大臣の認可を受けて開設した中央卸売市場（卸売市場法第2条第3項）である。<br/>中央卸売市場に係る主要な事項（位置及び面積、取扱品目、開場の期日及び時間、卸売の業務を行う者に関する事項、施設の使用料等）については、卸売市場法第9条の規定により、業務規程に定めなければならないこととされている。<br/>これを受け、広島市では、これらの事項と合わせて、施設の使用、監督処分等について、広島市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）を定め、中央卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することとしている（業務条例第1条）。<br/>本件事務所に係る使用料は、業務条例第71条第1項に、別表第2に掲げる金額の範囲内で規則で定めることとされており、業務条例施行規則第48条に規定する別表第2によれば、1平方メートルにつき月額1,833円と定められている。<br/>また、業務条例第71条第6項において、市長は、次のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができるものと定められている。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



- 一 使用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を使用できないとき。
- 二 使用者が国又は公共団体であるとき。
- 三 その他市長において特別の理由があると認めるとき。

なお、上記の業務条例第71条第6項第3号の「特別の理由がある」か否かの判断基準は定められていない。

(2) 中央市場の施設及び使用料に関する法的性格について

中央市場は、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設に該当し、広島市中央卸売市場中央市場等の設置条例により設置され（第1条及び第2条）、その管理運営に関しては、業務条例の定めるところによると規定されている（第3条）。

したがって、業務条例第71条第1項に規定する使用料は、地方自治法第238条の4第7項及び広島市財産条例等に基づく「行政財産の目的外使用料」には該当しない。

(3) 連合会について

広島市中央市場連合会（以下「連合会」という。）は、昭和62年、「市場内の緊密な連携と協調により市場の健全かつ円滑なる運営と秩序の保持を図り、もって市場全般の発展を促進すると共に会員の親睦と福利厚生の上向上に資すること」を目的として設立された団体である。

その会員は、市場内で開設者の許可を受け市場施設を使用している事業者その他市場に関係のある事業者を対象とし、平成29年6月現在、青果、水産物、花き各部の卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者の計105社（業種の重複を除く実数）、3組合で構成されている。

連合会は、上記の設立目的を達成するため、①市場運営の合理化、活性化並びに施設の充実及び改善に関する調査研究、②市場内の保健並びに環境衛生に関すること、③教育及び情報の提供に関すること等の事業を行うこととしている。

平成28年度の活動実績としては、献血や門前清掃の実施、市民に市場を紹介するための市場まつりの開催やテレビ番組（食料品の情報提供コーナー）への出演調整等といった活動をはじめ、健康診断やインフルエンザ予防ワクチン接種等の実施により、従業員の保健や場内の環境衛生を保持することを通じて中央市場の安全安心の確保を図ったり、セミナー、講習、研修会等の開催により、会員事業者の経営体質の強化、従業員の技能向上、人材育成等を支援することを通じて中央市場の発展に寄与することを目指した活動を実践している。

(4) 連合会と広島市との関わりについて

中央市場に関係する全ての分野の事業者で構成される連合会は、中央市場長等広島市職員が連合会の正副会長会議や役員会等に出席して密接に意見交換を行うなど、広島市にとって、中央市場の運営等における重要な連携相手となっている。

また、中央市場各卸売場棟の耐震強度不足を受け広島市

が平成28年度に決定した「中央市場の現地での全棟建替え」方針の中の「計画づくりに当たっての基本的事項」には、「事業手法、市と場内事業者との整備分担、適正な施設規模や仕様、配置等について検討」することが示されている。これを受けて、連合会においては、平成29年5月、正副会長会議において「市場整備の進め方について」を議題とし、また、同年7月には、「新中央市場建設計画策定の進め方について」を議題とし、広島市に説明を求め、協議するなど、市場建替方針に呼应した取組に着手しており、中央市場の建替えの検討に当たっては、連合会による場内事業者の意見集約機能や広島市との調整窓口としての役割が非常に重要なものとなるとともに、連合会の関連事務量は相当程度増加することが想定される。

さらに、中央市場運営上の長年の懸案である場内の駐車対策に関し、連合会は、平成29年度から、入場証交付等業務について広島市から委託を受けるとともに、この委託を含む広島市の取組と連動し、これを補う形で場内の駐車対策を推進するため、場内自主管理の取組の一環として場内駐車車両への対応に着手し、巡回監視の範囲を徐々に拡大している。

(5) 本件許可及び本件免除について

平成29年4月17日、連合会は、広島市長に対し、中央市場の管理棟3階にある96㎡の区画を連合会の事務所として使用することにつき、市場施設使用許可を求める申請を行った。また、同時に、当該許可に伴う使用料の免除を求める申請を行った。

広島市長は、これらの申請を受け、市場施設使用許可（以下「本件許可」という。）については業務条例第65条第2項の規定に、また、本件許可に伴う使用料の免除（以下「本件免除」という。）については業務条例第71条第6項第3号の規定に該当するものとして、平成29年4月28日付けで、広島市職務権限規程に基づく職務権限により中央市場長が決裁して決定し、その旨を示した市場施設使用許可書を同日付け広島市指令場中第8号により連合会に交付した。

広島市長は、本件免除の理由（業務条例第71条第6項第3号の規定に該当する理由）を、連合会は、その会員構成や設立目的等の点で、公共性を持つ団体であり、かつ、同会の事業は駐車対策や中央市場の建替えに関する検討において、広島市の事務事業と密接な関連があり、広島市としてもその事業に積極的に協力すべき立場にあること、また、連合会収入のほとんどは会員からの会費等で賄われ収益事業は行っていないこととしており、本件免除の審査に当たり、連合会が公共性・公益性にそぐうものであると判断した。

(6) 連合会による従前の市場施設使用許可の申請及び使用料免除の申請について

連合会は、平成28年度までは広島市長に対し、中央市場の青果棟3階にある20㎡の区画（本件許可の区画とは

異なる区画)を連合会の事務所として使用することについて、市場施設使用許可の申請を行っている(これを受けて広島市長が許可)が、その際、当該許可に伴う使用料の免除を求める申請を行っていない。

- (7) 平成29年第2回広島市議会定例会の経済観光環境委員会(平成29年6月29日開催)における経済観光局長の関係答弁について

広島市議会ホームページの録音中継によれば、経済観光局長が「市は連合会の自主事業(入場証の資格確認・発行等)には関わらないし、内容も一切把握していない。」という内容の答弁を行った事実は認められない。

- (8) 事務所の使用内容について

本件許可に係る区画の使用内容は、専務理事の執務室及び会議室並びに事務局長等職員の事務室である。

## 2 判断

請求人は、広島市が行った本件免除は違法又は不当であり、これにより、広島市に損害が発生したと主張していることから、以下、本件免除が違法又は不当かについて検討する。

業務条例第71条第6項においては、使用料の減免事由の一つとして、同項第3号に「その他市長において特別の理由があると認めるとき。」と定められている。

この「特別の理由」については例示もなく、また判断基準について定められたものはないので、その認定に当たっては、広範な裁量権を広島市長に付与したものと解される。また「特別の理由」の意義については、当該公の施設に関する条例の目的等に照らし、当該使用の目的・内容、使用する団体の性格・状況、市の事業との関わりの程度等を総合考慮し、公益性の観点から使用料を減免する必要性ないし相当性が特に高いと認められる場合を意味するものと解される(名古屋高裁平成17年4月13日判決参照)。

よって、本件免除が違法となるのは、上記のような必要性ないし相当性の判断において、市長がその裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した場合であり、また、不当となるのは、違法とまではいえないが、裁量権の行使に当たり不合理な判断を行った場合であるといえる。

以上のことを踏まえ、上記1のとおり確認された事実関係を基に、本件免除について業務条例に規定する「特別の理由」があるか否かを検討したところ、

・業務条例の目的は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民生活の安定に資することであるところ、連合会は、中央市場に関係する全分野の事業者で構成され、場内の緊密な連携・協調による中央市場の健全・円滑な運営と秩序の保持、市場全般の発展促進を目的とする団体であること。

・また、その活動内容は、市民向けの公益的な活動をはじめとして、従業員の保健や場内の環境衛生を保持する事業を通じて中央市場の安全安心の確保を図り、また、セミナー、講習、研修等の開催を通じて会員事業者の経営体質の

強化、従業員の技能向上、人材育成等を支援するなど、中央市場の発展に寄与する公益的な活動を実践していること。

・広島市は連合会と密接に意見交換を行っており、連合会は中央市場の運営等における重要な連携相手であって、特に、長年の懸案である場内の駐車対策や、平成29年1月に決定した全棟建替方針に基づく可及的速やかな現地建替えの実現のため、体制を強化した連合会と引き続き緊密な協力関係を構築する必要があること。また、これに伴い連合会の関連事務量は相当程度増加することが想定され、対応する人的物的設備を充実させる必要があること。

・連合会は収益事業を行っておらず、収入の大部分が会費及び駐車車両に関して徴収している収入によるものであり、その収支は未だ不安定であって、拡充した自主事業を継続し、職員増等により強化を図った事務局体制を維持していく上で、余裕のある状況とまではいえないこと。

などが認められる。

したがって、本件においては、公益性の観点から、使用料を減免する必要性ないし相当性が特に高いものと認められ、本件免除については、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用や、その行使に際しての不合理な判断は認められない。このため、本件免除は使用料の賦課徴収を違法又は不当に怠る事実には当たらない。

## 3 結論

以上のとおり、本件措置請求については、請求人の主張に理由がないことから、これを棄却する。